

イギリスにおける都市廃棄物埋立からの脱却 —2003年廃棄物及び排出権取引法

岡久 慶

はじめに

2003年11月13日、政府が2002年11月14日に上院に提出し、審議の続いていた2003年廃棄物及び排出権取引法（Waste and Emissions Trading Act 2003 c.33）が成立した。

2003年廃棄物及び排出権取引法は、3部から構成される。

第1部は、廃棄物処理の主流である埋立方式が限界に達していること、及び生分解可能な都市廃棄物 (biodegradable municipal waste、以下「BMW」とする。) の埋立量を漸次削減することを定めた欧州連合 (EU) の「埋立指令」^(注1) が発されていることに鑑み、BMW の埋立量を削減することを定めている。また柔軟な目標達成を図るため、白書「イングランド及びウェールズにおける2000年廃棄物戦略」^(注2) の提案を導入し、地方自治体ごとに割り当てられた廃棄物埋立量の取引を可能としている。

第2部は、温室効果ガス排出権取引制度 (Greenhouse Gas Emissions Trading Scheme) 導入の一環として、1999年公害防止及び管理法 (Pollution Prevention and Control Act 1999) の附則1を改正し、違反に対する罰則を定めている。

第3部は法律の一般規定を定めている。

開院式の勅語は、法案を「欧州 (連合の) 埋立指令に定められた義務を履行し、法定排出権取引制度をさらに発展させる。・・・気候変化に取り組み、持続可能な廃棄物管理に向うイギリスの政策を前進させる」ものと位置づけていた。

I イギリスにおける廃棄物の現状と処理体制の変遷

1. 都市廃棄物発生・排出の現状

イギリスは、2001年における廃棄物産出量が4億4020万トンと見積もられており、有数のゴミ大国である。^(注3)

地方自治体又はその廃棄物に関連した機能が代行する業者が管理する廃棄物を都市廃棄物といい、その大部分 (イングランドで89%) は、家庭廃棄物であるが、その他に街路、公園又は公共の庭園、地方自治体の事務所、そして地方自治体とゴミ回収の協定を結んだ一部の店舗及び小規模な工業団地から生じた廃棄物等が含まれる。イギリス全体における都市廃棄物の総量は、2001年で3500万トン、内3100万トンが家庭廃棄物である。^(注4)

2003年法がターゲットとしている BMW とは、都市廃棄物と定義される廃棄物の中で、嫌気性または好気性の分解が可能なもの (食品、庭ゴミ、紙、ボール紙等) を指す。都市廃棄物の中で生分解可能なものが占める割合は、イングランド、ウェールズ、スコットランドで65%、北アイルランドで71%と見積もられている。^(注5)

1995-1996年以来、都市廃棄物は増加の一途をたどっており、1997年にイギリス全体で総量3100万トンであったのが、4年後には400万トン増加したことになる。特にイングランドにおける増加率は1996-1997年以来平均3.2%の年間伸び率を示しており、2000-2001年に至ってようやく2.7%にまで落ちた。^(注6)

2020年には、都市廃棄物の排出量は2倍に増加し、その処理にさらに16億ポンドの支出が必要

とされることが予想されている^(注7)。家庭廃棄物の増加は、家計所得の向上、生活スタイルの変化、包装された商品の増加等の経済的、社会的要因に起因するとみられている。

2. 地方自治体による廃棄物処理制度の変遷

(1) 現行制度枠組みの形成－1848～1947年

近世以前のイギリスでは、家庭で生じた廃棄物は、暖炉で焼却する、田園部であれば豚の餌にする又は埋める、都市部であれば街路に捨てるなどの方法で処分されてきた。

制度化された廃棄物処理は、1848年公衆衛生法（Public Health Act 1848 c.63）に始まるといわれている。この法律が制定された一因として、産業革命とそれに伴う都市部の人口増加が進み、都市部の劣悪な衛生状況がコレラ等の疫病を流行させたことが指摘されている。

またその適用範囲は、ロンドン及びその他一部地域を除くイングランド及びウェールズで、スコットランド及びアイルランドは含まれていない。

同法は、地方自治体に地方衛生委員会（Local Board of Health）を設置し、時々又は都合がよい時に、当該自治体内の街路を清掃し、路上の廃棄物を取り除くことを義務づけており、また、条例によって所定の場所から廃棄物を回収することを定めることもできた（第55条）。また、委員会は廃棄物を一時的に収集し、収容する箱、場所等を用意することができ、こうして収集された廃棄物の処理は委員会に義務づけられていた（第56条）。

しかし地方衛生委員会設置の義務は、全ての地方自治体に課せられたものではなく、死亡率が1000人中23人を超える場合でない限り、設置に先立つ調査が強制的に行われることはなかった（第8条）。

これに続く、1875年公衆衛生法（Public Health Act 1875 c.75）は、地方自治体が、指

定した場所・施設からの廃棄物回収を行うことを可能とし、また地方行政委員会による命令^(注8)があれば、回収を行うことが義務づけられることとなり、回収された廃棄物の処分もまた地方自治体の責任であることが明記された（第42条）。当該地方自治体が、廃棄物回収を求める住民からの書面による要請を受けて、正当な理由なく1週間以内に回収を行わない場合、当該自治体は罰金を科せられた（第44条）。地方自治体はまた、廃棄物を一時的に収集し、収容する容器を用意することができた（第45条）。1875年法は大都市圏を除く、イングランド及びウェールズに適用された。

さらに、1907年公衆衛生法改正法（Public Health Act Amendment Act 1907 c.53）により、地方自治体は、場所・施設の所有者又は占有者の依頼に応じて、有料で商業廃棄物（trade refuse）を回収することが定められた（第48条）。

その後、1936年公衆衛生法（Public Health Act 1936 c.49）は、1875年法に定められた家庭廃棄物の定期的回収の規定をほぼ踏襲すると同時に、地方自治体が条例によって、家庭廃棄物の収集に使用するごみ箱（dustbin）を、自治体が用意したもの限定することができることとした（第72条）。また同法は、地方自治体が廃棄物を置き又は処置する場所・施設を地方自治体が用意できると定めている（第76条）。さらに、健康に有害又は迷惑となる廃棄物の集積を罰則対象となる生活妨害と規定し、これを訴追する権限を地方自治体に与えた（第92条）。

1947年都市及び農村計画法（Town and Country Planning Act 1947 c.51）の第12条は、廃棄物を置く場所を確保するための新たな土地開発を地方自治体の管理下に置くことと定めており、1936年法の第72条と併せて、現在の埋立地管理の端緒となっている。

(2) 現行制度枠組みの確立－1974年公害規制法

現行制度の枠組みが決まったのは、1974年公害規制法（Control of Pollution Act 1974 c.40）である。同法は 6 部109条附則 2 から成る法律で、第 1 部（第 1 条～第30条）「陸上廃棄物（Waste on Land）」が廃棄物に関する規定に当てられている。主な規定は、以下のとおりである。

- ・家庭廃棄物、商業廃棄物、産業廃棄物を管理廃棄物に指定する。
- ・カウンティは処理当局（disposal authority）^(注9)として、管理廃棄物の処理計画の準備を行う。
- ・家庭廃棄物はディストリクトが収集当局（collection authority）^(注10)として無料で収集する。
- ・商業廃棄物及び産業廃棄物に関しては、廃棄物収集の要請に応じて、収集当局が有料で収集する。ただし課金が不適当な一部の商業廃棄物は例外とする。
- ・収集当局の収集した廃棄物の処理は、処理当局の責任とする。
- ・処理当局の発した、廃棄物処理許可（disposal license）を持たない者による廃棄物処理を禁止する。違反に対しては、即決裁判で400ポンド以下の罰金に処し、又は場合により正式の裁判によって、2年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し、又はこれを併科する。

1974年法の規定では、処理当局は廃棄物処理を実際に担当する一方で、主に商業廃棄物、産業廃棄物及び特殊廃棄物の処理に当たる民間の廃棄物処理業者に対し許可を出す立場にあり、^(注11)民間業界からは民間に対してのみ厳しい規則を適用する不公平な二重制度を生み出しているとの批判があった。下院の環境委員会においても、民間の廃棄物処理業者であれば業務を許可されないレベルの環境への危険性が、公営の廃棄物処理場においては見逃されている実態が指摘さ

れた。一方においては、許可を発する個々の地方自治体で管理の基準が異なり、多くの場合その基準の緩さから、環境への影響に対して無頓着な業者が処理許可を保持している例も少なくなかった。加えて、許可の保持者はいつでも許可を発行した処理当局にその許可を返還することができるが、そうした許可の返還により、運営する処理施設・場所で発生する環境問題への対処を処理当局に押しつけることが可能だった。

処理当局が、また、欧州共同体の「1975年7月15日の廃棄物に関する理事会指令75/442/EEC」^(注12)により、特定地域における廃棄物処理の管理にあたる機関に義務づけられた、廃棄物処理のための計画書の提出義務を遵守している例は少なかった。

(3) 現行制度枠組みの大幅修正—1990年環境保護法、1995年環境法及び「廃棄物枠組指令」

上記の問題点が指摘されたこともあり、廃棄物処理制度は、1994年に施行された1990年環境保護法（Environmental Protection Act 1990 c.43）によって、大々的な改正が加えられることとなった。1990年法は、9 部164条附則16からなる。第 2 部「陸上廃棄物」第29条～第78条が廃棄物処理の規定に当てられており、これにより1974年法の第 1 部はほとんど廃止された（例外は街路の清掃及び公共のごみ箱に関する規定）。主な規定は、以下のとおりである。

- ・カウンティを規制当局（regulation authority）とする。
- ・規制当局は、従来の廃棄物処理許可に代わって廃棄物管理許可（waste management license）を発し、許可を持たない者による廃棄物の一時保存、処置、処理を禁止する。違反に対しては、即決裁判で2万ポンド以下の罰金若しくは6か月以下の拘禁刑に処し、又

はこれを併科する。場合により正式の裁判によって、2年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し、又はこれを併科する。

- ・ 廃棄物管理許可を発行するに際しては、発行の提案を健康安全局（Health and Safety Executive^(注13)）及び河川庁に付託し、特に河川庁の判断を重視するものとする。また許可発行にあたっては、申請者の該当する犯罪歴^(注14)、技術、資金等などの瑕疵を理由としてこれを拒絶することができる。
- ・ 土地・施設において業務を行う許可保持者が、当該許可を返還するにあたっては、規制当局は当該土地・施設の検査を行い、許可保持者に資料提出を求めることができ、環境汚染又は人体への悪影響があると判断した場合、返還を拒否することができる。
- ・ 特殊廃棄物の処理に関する違反に対しては、即決裁判で2万ポンド以下の罰金若しくは6か月以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。場合により正式の裁判によって、5年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し、又はこれを併科する。規制当局は違反者の保持する廃棄物管理許可を取り消すことができる。
- ・ 廃棄物処理業務を直営している処理当局は、地方自治体廃棄物処理会社（Local Authority Waste Disposal Company）を設置し、廃棄物処理の直接業務を担当させる。以後、処理当局は上記の会社を含む廃棄物処理契約の相手（waste disposal contractors）を通じてのみ、管轄地域内の管理廃棄物の処理を手配する。
- ・ 規制当局は所管地域における廃棄物処理の計画を策定する。

この法律は、1974年法への要望として出された、官業と民業の分離、廃棄物処理業者に対する許可の基準統一及び規制の強化、長期的計画の作成などに対応するもので、都市廃棄物の処

理に関して、計画策定、規制、収集は地方自治体が担当し続けることとなったが、実際の都市廃棄物処理業務は自治体の直営から離れ、民営化が促進される結果となった。

同法で導入された、廃棄物管理許可制度の詳細は、「1994年廃棄物管理許可規則（The Waste Management Licensing Regulations 1994）」によって規定されている。

1995年7月19日、1995年環境法（Environment Act 1995 c.25）が成立し、廃棄物処理に関する規定は更に改正されることになった。1995年法は、5部125条附則24から成る法律で、廃棄物管理に関しては、以下の規定を盛り込んでいる。

- ・ イングランド及びウェールズに環境庁（Environment Agency）を、スコットランドにスコットランド環境保護庁（Scottish Environmental Protection Agency）をそれぞれ設置する。
- ・ 規制当局の機能は、それぞれの所管地域におけるカウンティから両庁に移管される。
- ・ 廃棄物管理許可を発行するに際しての、河川庁（スコットランドでは河川浄化当局〔river purification authority〕）の機能は、両庁に移管される。
- ・ イングランド及びウェールズにおいては国務大臣が、スコットランドにおいてはスコットランド環境保護庁が、それぞれの所管地域における廃棄物の回収及び処理に関する戦略を策定するものとする。

1995年法の結果として、廃棄物管理の規制に関する中央集権化が進み、地方自治体の機能は、廃棄物収集、処理業者との契約、土地利用計画を通じた廃棄物処理の土地・施設設置の管理等限られたものとなった。しかし、全国的に統一された許可制度の利点が認められる一方で、規

制権限の縮小により地方自治体レベルでの対応ができなくなったことへの批判もある。

1980年代後半より、イギリスでは、廃棄物関連のものを含め、多くの公害対策の法律が導入された。背景には、深刻化する環境問題に対し過去の法律の不備を指摘する声が強まってきたことに加え、欧州法の影響がある。イギリスにおける旧来の法律が、廃棄物の管理及び隔離の取り扱いに焦点を置いていたのに対し、欧州の公害及び廃棄物関連の法律は、人の健康及び環境の保全を根底に置いてきた点が異なると指摘されている。

欧州連合 (EU) における廃棄物管理関連の法律の根底をなすのは、通称「廃棄物枠組指令 (waste framework directive)」と呼ばれる「1975年7月15日の廃棄物に関する理事会指令75/442/EEC」及び「廃棄物に関する指令75/442/EECを改正する1991年3月18日の理事会指令91/156/EEC^(注15)」である。1975年の指令は1977年8月までの施行が求められていたが、イギリスは対応が遅かったため、1991年の改正を受けてから、主に1994年廃棄物管理許可規則を通じて施行されることとなった。

廃棄物枠組指令の要点は以下のとおりである。

- ・放射性廃棄物、鉱業廃棄物、農業廃棄物、排水等は、既存の法令があれば指令の対象外とする。
- ・廃棄物管理の手段を、クリーン・テクノロジーの活用による廃棄物の産出抑制及び減少、リサイクルと再利用による原料の回収又はエネルギー源としての利用、と望ましい順に階層づける。
- ・廃棄物管理にあたっては、環境、人体、景観等への悪影響を及ぼさないようにする。
- ・必要であれば加盟国間で処理施設のネットワークを構築する。
- ・指令の執行を担当する機関を指定し、上記3

点を執行するための管理計画を策定させる^(注16)。

3. 地方自治体による廃棄物処理実務の変遷

(1) 埋立

イギリスにおける廃棄物処理の主流は埋立である。特にイングランドは過去に採鉱業が盛んであったこともあり、安価に確保できる埋立地に事欠かず、それが他の欧州各国に比べて廃棄物処理の代替技術への投資を鈍らせる結果となった。イギリス全国の埋立地の数は、約4000か所といわれる。

環境保護団体「緑の同盟」が2002年秋に刊行した「創造的な廃棄物政策パッケージ：イギリスのための教訓 (Creative policy packages for waste: lessons for the UK)」によれば、1999年度においてイギリスは、都市廃棄物の81%を埋め立て、11%をリサイクル又はコンポスト(都市廃棄物又は下水汚泥等を発酵腐熟させて肥料とすること)し、9%を焼却^(注17)しているが、他の欧州各国に比べて埋立の割合が極端に高い。例えば2000年度のデンマークは、都市廃棄物の13%を埋め立て、32%をリサイクル又はコンポストし、55%を焼却している。

埋立への過剰な依存は数々の問題を生み出した。土壌汚染、悪臭といった従来の公害問題に加え、人口が集中したイングランド南東部では、農地及び緑地帯を確保する必要もあって埋立地が不足し始めており、リサイクル等による資源の再利用も進展せず、また紙及び食品といったBMWが嫌気性分解を遂げる過程で発生するメタンの約70%が空気中に排出されていることが明らかになった。メタンは地球温暖化をもたらす温室効果ガス (Green House Gas、以下「GHG」とする) の20%を占め、イギリスが排出するメタンの25%が埋立地から発生する (EU全体におけるイギリスのメタン排出量は15%

で、また EU 全体のメタン排出量の内、廃棄物から生じるものは13%である)。

(2) 埋立からの脱却—埋立税

イギリス政府も廃棄物の問題に対して手を拱いていた訳ではなく、埋立への依存を軽減し、異なる廃棄物処理方法を奨励する方向性を打ち出してはいた。

1990年の環境白書「この共通の遺産：イギリスの環境戦略 (This Common Inheritance: Britain's Environmental Strategy)」^(注18)、及び1995年12月に発表された「廃棄物の活用：イングランド及びウェールズにおける持続可能な廃棄物管理のための戦略 (Making Waste Work: a strategy for sustainable waste management in England and Wales)」^(注19)は、2000年までに家庭廃棄物のリサイクル及びコンポスト率25%を達成することを謳った。

①埋立税の導入

目標達成の具体策として導入されたのが、1996年財政法 (Finance Act 1996 c.8) 第3部 (第39条～第71条) 及び同法を受けて制定された「1996年埋立税規則 (The Landfill Tax Regulations 1996)」^(注20) (Statutory Instrument 1996 No.1527) によって施行された埋立税である。これは、埋立地で廃棄物処理を行う者 (landfill site operator 以下「埋立業者」という。) に対し、廃棄物量により税金を課すというものである。

1996年法が定めた導入当初の課税額は、活性廃棄物^(注18)については導入時において1トンにつき7ポンド、不活性廃棄物^(注19)については1トンにつき2ポンドであったが、前者の額は漸次引き上げられ、2003年財政法 (Finance Act 2003 c.14) の規定に基づき、2003年11月現在は14ポンドとされ、2004年4月1日からは15ポンドとなる予定である。後者に関しては、埋立地及び採石場

の復旧に利用できるという理由で、1999年10月に課税が廃止された。

また埋立税制度の一環として導入された、環境保護団体税額控除 (Environmental Body Tax Credit) により、埋立業者は、登録された非営利団体に寄付を行うことで、寄付の90%まで税額控除を受けられることとなっていた (1996年法第51条～第53条)。現行制度における上限は、当該業者の全納税額の6.5%である。^(注20)

2001～2002年度における埋立税の徴収額は5億210万ポンド (約913億円)、控除額は1億2470万ポンド (約226億円) であった。^(注21)

②埋立税の問題点

埋立税の目的は、埋立以外の廃棄物処理方法を促進することだったが、2000年4月24日、地上波テレビ放送局チャンネル4とガーディアン紙が1年がかりの調査の結果として発表した報告書で、数々の問題が露呈することとなった。^(注22)

埋立税を逃れるための不法投棄が多発し、また税額控除の対象として登録されている団体の多くが、実際には廃棄物処理業者により設置され、その寄付の用途が不明瞭なこと、寄付金 (約3億5000万ポンド) の配分を決める管理機能を委任されたエントラスト社が、廃棄物処理業界の重役やコンサルタントによって運営されており、その適性が疑われていることなどが指摘されている。

また1999年7月14日、下院の環境・食糧・農村地域特別委員会 (Environment, Transport and Regional Affairs Select Committee) は、第13回報告書「埋立税の実施」^(注23)の中で、上述した問題以外に、以下のような指摘をし、是正措置を求めている。

- ・2000～3000万トンもの、多くの場合活性廃棄物の混じった非活性廃棄物が、許可を受けた埋立地以外の場所 (ゴルフ場等) で埋められ

ている。

- ・埋立に使う土砂が廃棄物をリサイクルしたものであることから、課税対象となり、このため非リサイクル品の土砂を利用する方が安価となる場合が生じてしまう。
- ・廃棄物処理に責任を負う地方自治体への財政負担が増加する。地方自治体は、規制権限のない業者との（多くの場合長期的な）契約を通じて廃棄物処理を行っているため、廃棄物処理の手段を変える力が弱い。

後述する協議書「埋立の制限」^(注24)中でも、埋立税単独では変化をもたらすための力に欠けると指摘されており、また課税率の上昇は不法投棄を増やす結果になるだろうと予測されている。

4. EU の埋立指令とイギリス政府の対応

(1) EU 埋立指令

埋立への依存からの脱却を促す、最も大きな推進力となるのが、冒頭で述べた「1999年4月26日の廃棄物埋立に関する理事会指令1999/31/EC」、通称「埋立指令」である。当該指令は20条及び付録3からなり、主な内容は下記のとおりである。

第4条

- ・廃棄物を埋め立てるに当たっては、有害廃棄物、非有害廃棄物、非活性廃棄物に分別して、それぞれ異なる埋立地で処理する。

第5条第1項及び第2項

- ・埋め立てられる BMW の量を、1995年次に比べて2010年には75%まで、2013年には50%まで、2020年には35%まで減らす。都市廃棄物の80%を埋め立てる国（例えばイギリス）には、3つの指定された年における目標達成までに最大4年の猶予が与えられる。

第5条第3項

- ・タイヤの埋立は禁止する。2003年で非加工タイヤの埋立を禁じ、2006年までに細断したタイヤの埋立も禁じる。
- ・液体廃棄物、医療廃棄物及び酸化性、発火性、爆発性又は腐食性を有する廃棄物の埋立を禁じる。

第6条

- ・処理（廃棄物の量又は有害な性質を減少させるための、物理的、熱による、化学的又は生物学的な処置）を受けていない廃棄物の埋立を禁止する。

第5条第1項及び第2項によって定められた年度に、目標として設定された BMW 削減率を達成できなかった場合、イギリス政府は1日50万ポンド、年間1億8000万ポンド（約336億円）の罰金を徴収されることとなると見積もられている。

(2) EU 埋立指令に対するイギリス政府の対応

①2002年埋立規則

指令に対するイギリスの反応は鈍く、同指令第18条で、施行（1999年7月16日）後2年以内に国内法に反映させるべきことが定められているにも関わらず、2002年6月13日になってようやく「2002年埋立（イングランド及びウェールズ）規則（The Landfill [England and Wales] Regulations 2002）」（Statutory Instrument 2002 No.1559）が制定され、第5条第1項及び第2項を除く埋立指令の規定が国内法化されることとなった。

第5条第1項及び第2項に関しては、イギリス政府は対応策を協議した結果、1999年10月5日には協議書「埋立の制限」を刊行、続いて2000年5月25日には、先述した白書「イングランド及びウェールズにおける2000年廃棄物戦略」^(注25)を、

そして2001年3月27日には協議書「取引可能な埋立許可^(注26)」を刊行し、これらを通じて審議された施策が最終的に廃棄物及び排出権取引法案として提出されることとなった。

②協議書「埋立の制限」

協議書「埋立の制限」は主として、各自治体の処理当局に埋立制限を実行させるための施策を論じている。

協議書は、環境庁の全国家庭廃棄物分析に基づき、家庭廃棄物の60%を生分解可能と見積もっており、これを年間平均2700万トンの都市廃棄物と併せて考慮して、年間に埋立が許されるBMW量は、2010年までで1305万トン、2013年までで870万トン、2020年までで609万トンであるとしている。

BMW埋立量削減の義務は、イングランド及び各分権政府^(注27)にそれぞれ分配されることとなるが、協議書は全国レベルでの同意が成立した後、二次法でそれぞれの負担量を規定するとしている。

目標達成方法としては、(1)埋立の完全禁止、(2)特定廃棄物の埋立禁止、(3)埋立地毎の埋立量制限、(4)埋立当局毎の埋立量制限、(5)埋立税の活用などが提案され、また埋立指令で規定された4年の猶予期間を利用するか否かに関しても、意見が求められた。

③白書「2000年廃棄物戦略」

白書「イングランド及びウェールズにおける2000年廃棄物戦略」は、廃棄物枠組指令の一環として規定されていた、指令の執行を担当する機関が策定する管理計画である。

白書は、協議書で提案された、上記(1)～(5)のBMW埋立量削減方法の中で、各界（地方自治体、廃棄物処理業者、一般家庭、商業団体等）から最も多くの支持（70%以上）を得ていた(4)の方法を、要望に応じてさらに修正し、埋め立

てられるBMW量の割当を廃棄物処理当局毎に設定し、処理当局間で割当の取引を可能にする制度を提案している。

この制度では、代替の廃棄物処理手段を安価に確保できる処理当局は、そうでない処理当局に埋立の割当を売買することが可能となり、代替手段の開発が更に刺激されると同時に、埋立指令の目標をより効率的に達成できるという利点がある。なお、実際に廃棄物を引き取るのではなく、概念としての埋立許可量を取引するのである。白書はこの制度が、地方自治体に廃棄物処理の方法に関して最も大きな裁量権を与える制度であり、効率的であるとしている。

白書はまた埋立の代替となる廃棄物処理方法導入についても論じており、経済成長と廃棄物発生との相関関係を断ち、廃棄物の再利用、リサイクル、コンポストイングを奨励している。具体的計画としては、以下の方法が示唆されている。

- ・安定し効率的なリサイクル品市場を創出するための廃棄物及び資源行動計画（Waste and Resources Action Programme, WRAP）を施行する。
- ・公的な機関にリサイクル品の調達を義務づける計画を実験的に行わせる。
- ・製造者に課せられる新聞又は包装材等の廃棄物の回収義務を強化する。
- ・リサイクル技術の研究開発を行っている団体を埋立税の寄付対象となる団体として定める。
- ・協議書「埋立の制限」で紹介された処理当局に取引可能なBMW埋立量を割り当てる制度を導入する。

同白書は、埋立指令に定められた目標を達成するためには、家庭廃棄物のリサイクル及びコンポスト率を2005年までに25%、2010年までに

30%、2015年までに33%達成する必要があるとしている。2000-2001年間のイングランドにおけるリサイクル率は11.2%、コンポスト率は3%である。

④協議書「取引可能な埋立許可」

同協議書は、白書を受けて、取引可能な埋立許可制度に関して、以下の法制化すべき具体的な提案を行っている。

許可の発行

- ・年次毎の中間目標をあらかじめ設定した2020年まで有効な埋立許可を発行する。埋立許可は電子形式で発行し、環境庁がデータベースとして管理する。

割当方式

- ・指令の期限である2020年まで、年間の割当量を漸減する統一された割当方式を使用する。

取引制度

- ・取引が可能なのは、処理当局のみであるが、取引に際しては仲介者を利用できる。また、価格制限はない。

監視

- ・処理当局は、環境庁に対して埋立量、取引等に関し報告の義務を負い、また環境庁は処理当局に対して、情報開示を要求する権限を有する。

罰金

- ・許可量を超える埋立を行った当局には、民事制裁金を科すが、当局による適切な行動によってこれを差し控えることができる。

こうした協議及び検討を経て策定された法案は、まずイギリス国内の地方ごとに BMW 埋立

許可量を定め、各地方の分権政府ごとに年をおって漸減する許可量に対応するための、BMW 削減戦略をたてさせるという方式を採用している。各地方の分権政府は、さらにその下にある地方自治体（廃棄物処理当局）に埋立許可量を割り振り、その許可量内の埋立というノルマを達成させることとなる。

法案では、各廃棄物処理当局は、許可量が余ればそれを貯蓄又は売却し、足りなければ貯蓄分を消費し、又は買取できるとし、国全体での目標達成のため柔軟な対応を取ることを可能としている。しかしこの部分は、各地方の分権政府による裁量の範囲であり、イングランドにおいては導入されるが、ウェールズは取引のできない埋立許可量を割り当てることで、各地方自治体が BMW の埋立量削減に対し責任を負う制度の導入を予定している。このため法案では、ウェールズ議会は規則を制定することで、地方自治体に廃棄物の管理戦略を策定し、また廃棄物に関する情報を提供しよう要請することができる。スコットランド及び北アイルランドが、取引可能な埋立許可量制度を導入するか否かは、未定である。

II 温室効果ガス排出権取引制度

1. 京都議定書とイギリスのイニシアティブ

2002年4月25日、EU は「2002年4月25日の欧州共同体に代わり国連気候変動枠組条約の京都議定書を承認すること及び以降の^(注28)の履行に関する理事会決定2002/258/EC」を成立させ、同年5月31日までに加盟15か国は京都議定書の批准手続を終了させた。

同議定書は、2008年から2012年までの間に EU 全体で GHG（二酸化炭素、メタン等）を8%削減する（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素に関しては1990年を基準とし、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化

硫黄に関しては1995年を基準とする) ことを定めており、上記の理事会決定の補遺 B でイギリスの削減負担は12.5%とされている。イギリスは、この目標を上回る国内目標を掲げており、2010年までに二酸化炭素排出量を1990年次と比較して20%削減するとしている。イギリスの1990年次における GHG 排出量は、2億1200万トン (炭素換算)^(注29) である。

イギリスが自発的に GHG の大幅削減を計画している背景には、エネルギー供給部門の変化がある。1990年代に入って北海の天然ガス田開発が進み、電力生産の主要手段が石炭からガスに変わったが、削減の比較が1990年を基準としているため、目標の達成は比較的容易と考えられている (ただし2010年までに現存するほとんどの原子力発電所が閉鎖され、次世代の原子力発電所建設に政府が消極的なことで、目標達成が難しいとの指摘もある)。

それに加えて、2008年に温室効果ガス排出権取引制度の国際市場が開かれた時に備えて (EU 内では2005年から企業間取引を開始)、競争力を付けるという狙いもある。

2. 排出権取引制度の導入と現況

イギリス政府は、議定書への対応を目的として、1999年3月の予算案提出時に、気候変動税 (climate change levy) を導入し、2001年4月より工業部門、商業部門、公共部門におけるエネルギー使用に対して課税し、温暖化対策及び社会保障負担に充てる方針を打ち出した。

2000年7月28日に成立した2000年財政法 (Finance Act 2000 c.17) に基づき制定された気候変動税は、徴収された額だけ全事業主による保険料負担分 (national insurance contribution) が減らされ、全体の税負担としては差し引きゼロとなっていた。

これに産業界が反発し、1999年7月、イギリス産業連盟及びビジネスと環境に関する諮問委

員会から編成される、排出権取引グループ^(注31) (Emission Trading Group) が設置され、同グループが同年10月に提出した案がその原形となり、幾度もの協議を経た結果、2001年8月14日に「イギリスにおける排出権取引制度の枠組み」^(注32) が刊行されるに至った。

イギリス国内の排出権取引制度 (Emissions Trading Scheme、以下 ETS という) は2002年4月に他国に先駆けて施行され、現在に至っている。政府は ETS によって、2010年までに年間200万トン (炭素換算) の削減ができるものと期待している。ETS の概略は、以下のとおりである。

- ・イギリス国内で、GHG を発生させる企業等の団体が参加できる。参加は自発的なものである。
- ・参加団体は、直接参加者、気候変動協定参加者^(注33)、取引参加者の3種類に分類される。それぞれの参加者は、GHG 排出権が二酸化炭素換算のトン数 (tonnes of CO₂equivalent、略称 tCO₂e) で設定され (例外は既に目標が設定されている気候変動協定参加者)、排出権を下回れば、余剰削減値を排出権として売却又は貯蓄することができ、排出権を上回れば、他の参加団体から排出権を買収することで GHG 排出の抑制に努める。
- ・直接参加者には、政府は2002-2006年間に2億1500万ポンドを奨励金として支給する。支給額は、各団体が申し出た上限値の1998-2000年比での絶対的削減量 (初期値は二酸化炭素1トンにつき100ポンド) によって、入札方式で決定される。一団体が受け取れるのは、最大で計上額の10%までで、受取は削減が証明されてからである。
- ・気候変動協定参加者は、奨励金を受け取ることとはできないが、協定に基づいて設定された目標との排出権を売買することができる。

- ・取引参加者は、排出権を売買することができ
る。
- ・複数の団体による集団参加も可能である。
- ・年間の監査期間で、GHG 排出量の削減又は
排出権買収によって目標削減値を達成してい
ない団体には、3か月の勘定突合わせ期間が
与えられ、それでも目標削減値を達成できな
かった場合は、罰則が科せられる。当該年度
の奨励金の支給金が取消され、次年度の排出
権が未達成削減量×1.3倍（罰則係数）削減さ
れることとなる。2002-2006年で最終的な削減
値を達成できなかった団体は、受け取った支
給金に利子を付けて返却することとする。ま
た毎年の目標を達成できなかった団体は、名
前を公開される。
- ・排出権は排出権登録（Emissions Trading
Registry）に電子的に記録され、権利の売買、
償還等の移管は、登録された各団体の口座間
で行われる。
- ・施行後2～3年で、ETSには罰金を科すこと
を含めた法的な措置が与えられる（これが実
現すれば、削減目標値を達成できなかった次
年度において排出権削減に科せられる、1.3倍
の罰則係数が消滅する予定）。

この最後の部分が、2003年廃棄物及び排出権
取引法案の第2部に定められることとなる。政府
は罰金額として、二酸化炭素1トンにつき20ポ
ンド、又は勘定突合わせ期間における排出権の
市場価格の2倍額のうち、いずれか高い方を科
する予定である。

なお、環境・食料・農村地域省が2003年5月
12日に発表したETS初年度の報告によれば、
直接参加者32団体の内31団体が目標達成に成功
し、気候変動協定参加者866団体がETSに参加
した。全体で設定された許可量は3157万7869ト
ン（二酸化炭素換算）であり、内721万6105トン
が移管された。

III 2003年廃棄物及び排出権取引法

1. 法案の審議経過

2002年11月14日に上院に提出された法案は、
同年12月3日の第2読会を経て、同月17-18日に
委員会に付託審議された。^(注34)翌2003年2月3日、
法案の委員会報告審議が行われ、同年3月6日
に第3読会を通過し下院に送付された。法案は、
下院における第1読会を2003年3月7日に、第2
読会を同月20日に経て、2003年4月3日、8日、
10日、29日にわたって常任委員会B（Standing
Committee B）に付託審議され、委員会報告が
本会に提出された。報告の審議及び第3読会
は2003年10月28日に行われ、下院の修正が可決さ
れた法案は、上院に回付され、11月3日に改正
案の検討が行われ、上院同意を得た法律は11月
13日に成立した。

2. 法案に対する反応

法案は原則としては全党からの支持を受けた
が、不備に対する批判は皆無ではなかった。

上院の第1読会の段階でまず指摘されたの
が、法案が廃棄物埋立量の割当による埋立量削
減という、欧州連合指令を達成するための小手
先の策に終始しており、大本の廃棄物産出を抑
制し、かつ最も望ましい処理方法であるリサイ
クルを導入するための強力かつ総合的な施策に
欠けるということである。

また具体的な施策に関しても、地方公共団体
への負担を危惧する声も上がった。というのも、
埋立地への依存からの脱却が容易ではないこと
に加え、新たに導入される罰金制度が、埋立の
代替となる廃棄物処理施設（リサイクル等）の
導入を鈍らせかねないからである。また困窮し
た処理当局が焼却施設の増設（住民の反発が強
い上に、リサイクルの発展を阻害しかねない）
という安易な解決方法に走る可能性が上下両院

で論じられ、焼却方式を制限する条項を導入すべきとの改正案が双方で出されたが、採択されなかった。

これら以外にも、提出時の法案では、埋立許可量遵守の義務に関して、廃棄物処理当局と収集当局間の責任区分が明確化されておらず、二層制の地方自治制度をとる地域 (two-tier area) における、双方のスムーズな協力を促す制度が欠けているとの議論があった。

二層制の地域とは、先述した廃棄物処理当局 (カウンティの担当) 及び廃棄物収集当局 (ディストリクトの担当) が、併存する地域のことである。イングランドの多くの地方自治体は、1972年地方自治体法 (Local Government Act 1972 c.70) によって、地方自治の最大単位としてカウンティ (人口約50-150万) を置き、その下にあるディストリクト (人口約10万) と共に地方行政を分担させている。例外は、1985年地方自治体法 (Local Government Act 1985 c.51) 及び1992年地方自治体法 (Local Government Act 1992 c.19) により、独立自治体 (Unitary Authority) ^(注35) による一元化された行政を採択する地域である。とはいえ、独立自治体を持つロンドンにおいても、33の独立自治体 ^(注36) の内21が、4つの共同廃棄物処理当局 (joint waste disposal authority) を設置しており、二層制が存在する。

これに対し政府は、法案第31条によって、1990年環境保護法の第48条及び第51条を改正し、処理当局は収集当局に分別収集の実行を指示でき、その実行が過剰な財政負担にならないだけの金額を支払わなければならない等の規定を導入している。加えて、法案第32条によって、二層制の地域においては、2005年4月から廃棄物処理当局及び廃棄物収集当局が共同して廃棄物管理戦略を策定することを義務づけ、地方自治体レベルにおける取組の統合を図っている。もっとも、都市廃棄物共同管理戦略策定の義務は、当該収集当局及び処理当局の機能執行実績

が、一定以上のレベルに達していれば免除される。具体的な条件は、規則で定められる予定だが、総合実績査定 ^(注37) で最高の優秀 (excellent) の評価を受けた自治体は、適用を免れるものとみられている。

なお、同じく廃棄物管理に関連した法律として、2002年12月11日に家庭廃棄物リサイクル法案 ^(注38) が下院に提出され、2003年10月30日に家庭廃棄物リサイクリング法 (Household Waste Recycling Act 2003 c.29) として成立した。

同法は、イングランド及びウェールズの廃棄物収集当局に対し、2010年末より、財政的に過重な負担とならない範囲で、最低でも2種類のリサイクル可能な廃棄物を収集することを義務づけている ^(注39)。これにより、10.1%の廃棄物が分別収集の対象となる ^(注40) と考えられているが、分別収集の対象となる可能性の高い、ガラス、金属、プラスチック等は、BMWに該当しないため、2003年廃棄物及び排出権取引法の達成に大きな影響は与えないものとみられている。

(注)

(1) 「1999年4月26日の廃棄物埋立に関する理事会指令1999/31/EC」

Council Directive 1999/31/EC of 26 April 1999 on the landfill of waste (Official Journal L182,16/07/1999 P.0001-0019)

(2) Department for Environment, Food & Rural Affairs, *Waste Strategy 2000 for England and Wales*, (May2000):

<<http://www.defra.gov.uk/environment/waste/strategy/cm4693/index.htm>> (last access 2003.11.27)

(3) *OECD Environmental Data Compendium 2002*, (Jun. 2003) <http://www.oecd.org/document/21/0,2340,en_2825_495628_2516565_1_1_1_1,00.html> (Last Access 2003.11.27) より。日本は4億5125万トン。

- (4) Ibid.
- (5) Department for Environment, Food and Rural Affairs, *Partial Regulatory Impact Assessment for the Waste and Emissions Trading Bill-Waste Element*, (Jul. 2003)
<http://www.defra.gov.uk/environment/waste/wetbill/pdf/partial_ria.pdf> (Last Access 2003.11.27)
- (6) Department for Environment, Food and Rural Affairs, *Municipal Waste Management Survey 2001/02*, (Aug. 2003)
<<http://www.defra.gov.uk/environment/statistics/wastats/mwb0102/index.htm>> (Last Access 2003.11.27)
- (7) Strategy Unit: Cabinet Office, *Waste not, Want not: A strategy for tackling the waste problem in England*, (Nov. 2002) : p.156
- (8) Local Government Board. 1871年地方行政委員会法 (Local Government Board Act 1871 c.70) によって設置された機関で、公衆衛生、貧民救助法の執行、地方行政の監督等の機能を担った。1919年保健省法 (Ministry of Health Act 1919 c.21) によって、その機能を保健省に移管された。
- (9) Council of County. ロンドンにおいては大ロンドン議会 (Greater London Council) が担当する。
- (10) Council of District. カウンティの下部組織を指す。ロンドンにおいては区 (borough) が担当する。
- (11) 取り扱いに困難又は危険を伴う物質を含む管理廃棄物を指す。該当する物質は、1980年公害規制(特殊廃棄物)規則(Control of Pollution[Special Wastes] Regulations 1980 Statutory Instrument 1709) の附則 1 に記載されたもの、生命に危険なもの及び引火点が21度以下のもの、並びに1968年薬品法 (Medicines Act 1968 c.67) に規定されたものである。
- (12) Council Directive 75/442/EEC of 15 July 1975 on waste (Official Journal L194, 25/07/1975 pp. 0039-0041)
- (13) National Rivers Authority. 1995年環境法で、この機能は、イングランド及びウェールズにおいては環境庁、スコットランドではスコットランド環境保護庁が担当することとなり、廃止された。
- (14) 国務大臣の定めた規則によって規定される、環境関連の犯罪がこれに該当する。「1997年廃棄物管理(雑則)規則 (The Waste Management (Miscellaneous Provisions)」 (Regulations 1997 Statutory Instrument 1997 No.351) の第2条によって改正された、「1994年廃棄物管理許可規則 (The Waste Management Licensing Regulations 1994)」 (Statutory Instrument 1994 No.1056) の第3条がこれを定めている。
- (15) Council Directive 91/156/EEC of 18 March 1991 amending Directive 75/442/EEC on waste (Official Journal L 078, 26/03/1991 P.0032-0037)
- (16) 注3の「イングランド及びウェールズにおける2000年廃棄物戦略」がこれに該当する。
- (17) イギリスの都市廃棄物焼却施設は全国に15か所あり、年間250万トンの廃棄物を処理している。
- (18) active waste。BMWのように、埋め立てられることで、劇的な物理的、科学的、生物学的変化を生じる廃棄物のこと。
- (19) inactive waste、又は Inert Waste。岩石、土砂、磁器、灰など。
- (20) 1996年規則の第31条における当初の規定では、埋立税の20%と規定されていたが、2003年埋立税(改正)規則 (Landfill Tax [Amendment] Regulations 2003) (Statutory Instrument 2003 No.605) の第3条により改正された。
- (21) HM Customs & Excise, *Landfill tax: quantities of waste, numbers of sites and receipts* <<http://www.hmce.gov.uk/about/reports/ann-report/p2.pdf>> (Last Access 2003.11.27)
- (22) Landfill Tax and the Landfill Tax Credit Scheme: submission to the Rt Hon Michael Meacher MP Minister of State for the Environment & Environment, Transport and Regional Affairs Committee Environment Sub-committee

- <<http://www.pixunlimited.co.uk/news/rtf/landfill.rtf>>
- (23) Environment, Transport and Regional Affairs Select Committee, *The Operation of the Landfill Tax*, (Jul.1999) <<http://www.parliament.the-stationery-office.co.uk/pa/cm199899/cmselect/cmenvtra/150/15002.htm>> (Last Access 2003.11.27)
- (24) Department of the Environment, Transport and the Regions, *Limiting Landfill: A Consultation paper on limiting landfill to meet the EC Landfill Directive's targets for the landfill of biodegradable municipal waste*, (Oct. 1999) : p.53
- (25) Op.cit. (3)
- (26) Department of the Environment, Transport and the Regions, *Tradable landfill permits consultation paper*, (Mar. 2001) : p.40
- (27) Devolved Government. ウェールズではウェールズ議会、スコットランドではスコットランド行政府の大臣、北アイルランドでは北アイルランド自治政府がこれに該当する。
- (28) Council Decision 2002/358/EC of 25 April 2002 concerning the approval, on behalf of the European Community, of the Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change and the joint fulfilment of commitments thereunder (Official Journal L 130,15/05/2002 P.0001-0003)
- (29) 炭素換算の1トンは、二酸化炭素換算の3.7トンに値する。日本の1990年次の総排出量は、二酸化炭素換算で12億3500万トンである。
- (30) Confederation of British Industry、通称CBI。イギリス最大の経営者団体。
- (31) Advisory Committee on Business and the Environment。環境問題に関し、ビジネス関係者から環境・食料・農村地域省の諮問に答え、また政府の環境政策とビジネス界の橋渡しを担う委員会。
- (32) Department of Environment, Food and Rural Affairs, *Framework for the UK Emissions Trading Scheme*, (Aug. 2001) : p.55
- <<http://www.defra.gov.uk/environment/climate-change/trading/pdf/trading-full.pdf>> (last access 2003.11.27)
- (33) Climate Change Agreements。政府は、気候変動税がエネルギーを大量消費する産業 (energy intensive industries) にとって厳しいものであることを認め、エネルギー使用の効率化、二酸化炭素排出の削減などの特定の条件を達成することに同意する、気候変動協定を結んだ特定部門の事業主に対して、気候変動税を80%減らすこととした。該当する部門は、「2000年公害防止及び管理 (イングランド及びウェールズ) 規則 (Pollution Prevention and Control [England and Wales] Regulations 2000)」 (Statutory Instrument 2000 No.1973) 及びそれを改正した「2001年公害防止及び管理 (イングランド及びウェールズ) (改正) 規則 (Pollution Prevention and Control [England and Wales] [Amendment] Regulations 2001)」 (Statutory Instrument 2001 No.503) によって規定されており、アルミニウム、セメント、ガラス、製紙、鉄鋼等が当てはまる。2003年3月31日まで有効であり、該当企業のほとんどは協定を締結している。2003年4月1日以降2年間の割り引きが認められるか否かは、目標の達成次第となる。2003年4月14日に発表された第1目標期間の結果では、5724の参加企業のうち5024、約88%が目標を達成し、再認定されている。2000年の基準線に対して、二酸化炭素排出量を1350万トン削減した。
- (34) 以下の短信では、法案を簡略に紹介したが、本稿では法文を訳出し、より詳細な解説を付す。
岡久慶「イギリス：2003年廃棄物及び排出権取引法案」『外国の立法』217号、2003.8、pp.145-150
- (35) 1985年地方自治体法によって、ロンドン及び6つの大都市圏州においては、それぞれの議会が廃止され、独立自治体が設置され、同様に1992年地方自治体法 (Local Government Act 1992 c.19) により、4つのカウンティ及び多数のディストリクトが廃止さ

れ、46の独立自治体が設置された。

(36) シティー及び32の区 (borough) を指す。

(37) Comprehensive Performance Assessment (CPA)。監査委員会が行う、地方自治体の実績監査であり、組織評価 (corporate assessment) に加え、教育、社会ケア、児童向けサービス、大人向けサービス、環境、住宅、図書館及び娯楽、手当、財源の利用等の中核サービスを4段階で評価し、その総合成績を5段階で評価する。

(38) Household Waste Recycling Bill。もともとの呼称は都市廃棄物リサイクル法案 (Municipal Waste Recycling Bill) であった。

(39) 現在、イングランドでは2種類以上の廃棄物を分別収集している地方自治体は47%。

(40) Dr. Julia Hummel, Collection Cost Projection (December 2002) より。ただしリサイクルされる廃棄物の3分の1を収集する公共の分別廃棄物収集所 (Civic Amenity Site) は、含まない。

参考文献

- (1) Wills, Julian. "Managing our wastes", *Environmental Management and Health* Vol.9 Issue1, (1995) : p.25-
- (2) Phillips, Paul; Robinson, Guy. "Landfill as a future waste management option in England: The view of landfill operators", *The Geographical Journal* Vol.164 Part1, (Mar. 1998) : pp.55-66

- (3) Simmons, Elizabeth. "Waste management in the UK-an overview", *The Safety & Health Practitioner* Vol.18 Issue3, (Mar. 2000) : pp.54-56
- (4) Holroyd, Jessica. "Issues in environmental law: Present and future perspectives", *European Business Review; Bradford* Vol.93 Issue1, (1993) : p. 27-
- (5) Department of Environment, Food and Rural Affairs, *Municipal Waste Management 1999/2000*, (July 2001) : p.58
- (6) Scottish Environmental Protection Agency, *National Waste Plan 2003*, (2003) : p.135
<http://www.sepa.org.uk/nws/guidance/national_plan_2003.pdf> (last access 2003.11.27)
- (7) The Parliamentary Office of Science and Technology, "Incineration of Household Waste", *Post Note* Vol.149, (Dec. 2000) : p.4
- (8) "Emissions trading scheme", *Country Monitor* Vol.9 Issue 35, (2001) : p.4
- (9) Bossley, Liz. "UK launches emissions trading scheme", *Petroleum Economist* Vol.69 Issue2, (Feb. 2002) : p.28-
- (10) Ares, Elena et al. *Waste and Emissions Trading Bill* (Research Paper 03/25). House of Commons Library, 2003

(おかひさけい・海外立法情報課)

イギリス「2003年廃棄物及び排出権取引法」
(法律第33号)

Waste and Emissions Trading Act 2003
Chapter 33

岡久 慶 訳

目次	第4章 雑則及び補則
第1部 廃棄物	イングランド及びウェールズにおいて、リサイクルを準備する義務の廃止（第35条）
第1章 埋立地に送られる廃棄物	第1部に基づく規則（第36条）
目標年度（第1条）	第1部における「廃棄物」の定義（第37条）
非目標年度（第2条）	
非目標年度：標準規則（第3条）	
埋立許可量制度（第4条～第9条）	
制度の実施及び監視等（第10条～第16条）	第2部 排出権割当ての取引
生分解可能な廃棄物の埋立を削減するための戦略（第17条～第20条）	公害規則：排出権取引制度（第38条）
第1章の解釈（第21～24条）	2002年連合王国温室効果ガス排出権取引制度に関する罰金規定（第39条）
補則（第25条～第28条）	第3部 一般規定
	施行（第40条）
	適用範囲（第41条）
	略称（第42条）
第2章 ウェールズにおける廃棄物管理	
都市廃棄物の管理戦略（第29条）	第1部 廃棄物
地方自治体による廃棄物に関する情報の提供（第30条）	第1章 埋立地に送られる廃棄物
第3章 イングランドにおける廃棄物処理	第1条 目標年度
イングランドの廃棄物収集当局に対する指示（第31条）	(1) 国務大臣は、規則によって、計画年（Scheme years）間内の目標年度（Target year）において、次の地域で埋立地に送ることが許される生分解可能な都市廃棄物の最大量を、重量で指定しなければならない。
都市廃棄物共同管理戦略（第32条）	(a)連合王国
第32条に基づく義務を適用しないこととする権限（第33条）	(b)イングランド
第3章の解釈（第34条）	(c)スコットランド

- (d) ウェールズ
 - (e) 北アイルランド
- (2) 第1項(a)号で指定された量は、欧州連合理事会指令1999/31/ECの第5条第2項に基づく、連合王国の義務と一致しなければならない。
- (3) 第1項(b)号から(e)号に基づいて指定された1年間における量の総計は、第1項(a)号に基づいて当該年に関して指定された量を超えてはならない。
- (4) 国務大臣は、次の各号に従い、当該各号に掲げる者と協議を行わなければならない。
- (a) 第1項(c)号に基づく量を指定する前に、スコットランド政府の大臣 (Scottish Ministers)
 - (b) 第1項(d)号に基づく量を指定する前には、ウェールズ国民議会
 - (c) 第1項(e)号に基づく量を指定する前には、(北アイルランドの) 環境省
- (5) 第4項は、この条の施行前の協議によっても、施行後の協議によるのと同様にその条件が満たされる。
- (2) 第1項(b)号に基づく権限は、スコットランド政府の大臣との同意を得たときに限り行使することができる。
- (3) 第1項(c)号に基づく権限は、ウェールズ国民議会との同意を得たときに限り行使することができる。
- (4) 第1項(d)号に基づく権限は、(北アイルランドの) 環境省との同意を得たときに限り行使することができる。

第3条 非目標年度：標準規則

- (1) 次の条件に該当する場合、当該年度（標準規則年度 [default-rule year]）に関しては、この条の第2項の公式によって与えられた量が、第2条第1項に基づいて所管地域に関して指定されたものとして、この章における以下の条項を適用する。
- (a) イングランド、スコットランド、ウェールズ又は北アイルランドに関して、第2条第1項に該当する年度において、同項に基づく量の指定が行われなかった場合
 - (b) 当該年度後に目標年度が来る場合（直後か否かは問わない）

第2条 非目標年度

- (1) 国務大臣は、規則によって、計画年間内の目標年度でない年度において、次の地域で埋立地に送ることが許される生分解可能な都市廃棄物の最大量を、重量で指定することができる。
- (a) イングランド
 - (b) スコットランド
 - (c) ウェールズ
 - (d) 北アイルランド

(2) 公式は、
$$L - \frac{(L-N)(B+1)}{(G+1)}$$
 とする

- (3) 次の年度の間に、所管地域に対して、第2条第1項に基づいて量が指定される計画年度が入らない場合は、公式は第4項に則って適用され、そうでない場合は、第5項に則って適用される。

- (a) 標準規則年度に先立つ目標年度
- (b) 標準規則年度

- (4) この項に則って公式が適用される場合、公

式の記号の指示内容は以下のとおりとする。

L は、第 1 条に基づき、所管地域に対して、標準規則年度に先立つ目標年度の上限として指定された量を示す。

N は、第 1 条に基づき、所管地域に対して、標準規則年度の後の目標年度の上限として指定された量を示す。

G は、上記の目標年度に挟まれた計画年数（あれば）を示す。

B は、次の年に挟まれた計画年数（あれば）を示す。

- (a) 標準規則年度の前の目標年度
- (b) 標準規則年度

(5) この項に則って公式が適用される場合、公式の記号の指示内容は以下のとおりとする。

L は、第 2 条第 1 項に基づき、所管地域に対して、標準規則年度に先立つ、上限が 2 条第 1 項に基づいて定められた計画年度（最終指定年度）の上限として指定された量を示す。

N は、第 1 条に基づき、所管地域に対して、標準規則年度の後の目標年度の上限として指定された量を示す。

G は、上記の最終指定年度及び上記の目標年度に挟まれた計画年数（あれば）を示す。

B は、先立つ最終指定年度及び標準規則年度に挟まれた計画年数を示す。

(6) 第 3 項及び第 4 項の目的の上で、2004 年 7 月 16 日で終わる年度を、目標年度とみなし、国務大臣が制定した規則によって指定した量を、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに関して第 1 条に基づいて定められた量とする。

(7) 国務大臣は、第 6 項に基づいて指定された量が、2001 年 3 月 31 日で終わる年度に、所管

地域において、埋立地に送られた生分解可能な都市廃棄物の量に等くなるように、又はその適正な見積もりとなるように務める。

(8) 第 6 項に基づく規則を制定するに先立ち、国務大臣は、スコットランド政府の大臣、ウェールズ国民議会、（北アイルランドの）環境省と協議を行う。

(9) 第 8 項は、この条の施行前の協議によっても、施行後の協議によるのと同様に、その条件が満たされる。

埋立許可量制度

第 4 条 埋立許可量の割当て

(1) 割当当局（allocating authority）は、次の年度において、所管地域の廃棄物処理当局（waste disposal authority）に対し、当該年において埋立地に送ってよい生分解可能な都市廃棄物の許可量の割当てを定める。

- (a) 目標年度である計画年度
- (b) 所管地域における量が第 2 条に基づいて指定された計画年度

(2) 第 1 項の義務を履行するに当って、割当当局は、当該年度において埋立地に送ることを許可した生分解可能な都市廃棄物の量の割当ての合計が、第 1 条及び第 2 条に基づいて当該年に関して指定された量を超えないように務めなければならない。

(3) 第 1 項に基づく割当ては、当該年度が始まる前に行われなければならない。

(4) 第 1 項に基づく割当てを行った割当当局は、早急に以下の内容を含んだ声明を公表しなければならない。

- (a) 所管地域の廃棄物処理当局に対する、割り当てられた許可量の詳述
 - (b) 割当ての根拠の説明
- (5) この条のいかなる部分も、特定の廃棄物処理当局への許可量の割当てを要求するものと解釈してはならない。

第5条 第4条に基づく割当ての変更

- (1) 割当当局は、第2項及び第3項を条件として、第4条で定めた割当てを変更できる。
- (2) 第1項に基づく権限は、既に利用された割当ての撤回に及ぶことはできない。
- (3) 第1項に基づく権限を行使するに当たって、割当当局は、当該年度において埋立地に送ることを許可した生分解可能な都市廃棄物の量の割当ての合計が、第1条及び第2条に基づいて当該年に関して指定された量を超えないように務めなければならない。
- (4) 第1項に基づく権限を行使した廃棄物割当当局は、早急に次の内容を含んだ声明を公表しなければならない。
 - (a) 変更の詳述
 - (b) 根拠の説明

第6条 埋立許可量の借用及び貯蓄

- (1) 割当当局は、規則によって、所管地域の廃棄物処理当局が、計画年度における埋立許可量 (landfill allowances) の割当てを、別の計画年間において利用することを可能とすることができる。
- (2) 第1項に基づく規則は、次の規定を設けることはできない。
 - (a) 目標年度において、当概年度に割り当て

- られていない許可量を利用すること。
- (b) 目標年度より前の計画年度に割り当てられた許可量を、当該目標年度より後の計画年度において利用すること。
- (c) 目標年度より後の計画年度に割り当てられた許可量を、当該目標年度より前の計画年度において利用すること。

- (3) 第1項に基づく規則は、(特に)以下の規定を定めることができる。
 - (a) 指定された計画年度のみに割り当てられた許可量に関する規定
 - (b) 次の条件下において、計画年度に割り当てられた許可量を、他の計画年度のために利用することに関する規定
 - (i) 他の計画年度が指定された計画年度であること。
 - (ii) 指定された条件に合致していること。
 - (c) 年度を越えた許可量利用の量的制限に関する規定
 - (d) 割当当局に、次に掲げる条件を定めた上で、年度を越えた許可量利用を停止させる権限を与える規定
 - (i) 無期限か、指定された期間におけるものか。
 - (ii) 全体的にか、限られた範囲においてか。
 - (e) 年度を越えた許可量の利用に関して、記録官及び監督官のすべて又はいずれかの職務を遂行させるための規定
 - (f) 廃棄物処理当局に、年度を越えた許可量の利用に関する情報提供の義務を課す、又は課すことを可能とする規定
 - (g) (f)号で言及された規定によって、又は同規定に基づいて課された義務に、廃棄物処理当局が従わなかった際に科される罰金に関する規定
 - (h) 年度を越えた許可量の利用の管理及び規制に、全体的に関係した規定

- (i) 年度を越えた許可量の利用に従事する者に、料金及び手数料を課するための規定
 - (j) 第1項に基づいて定められた、規則に対する違反を犯罪とする規定
- (4) 第3項における「指定された」とは、第1項に基づく規則に指定され、又は同規定に則って決定されたことをいう。

第7条 埋立許可量の取引及びその他の移管

- (1) 割当当局は、規則によって、所管地域の廃棄物処理当局が、当該割当当局又は他の割当当局が割り当てた埋立許可量を、交換その他によって移管することを可能とすることができる。
- (2) 第1項に基づく規則は、次に掲げることを許可することはできない。
- (a) 廃棄物処理当局ではない者が、埋立許可量を獲得すること。
 - (b) 目標年度において、当該年度に割り当てられていない許可量を利用すること。
 - (c) 目標年度より前の計画年度に割り当てられた許可量を、当該目標年度より後の計画年度において利用すること。
 - (d) 目標年度より後の計画年度に割り当てられた許可量を、当該目標年度より前の計画年度において利用すること。
- (3) 第1項に基づく規則は、(特に)以下の規定を定めることが可能である。
- (a) 次の条件下においてのみ、許可量を獲得し、又は処分することについての規定
 - (i) (許可量が) 割当当局又は複数の割当当局によって割り当てられていること。
 - (ii) (許可量が) 計画年度に割り当てられていること。
 - (iii) 条件に合致していること。

- (b) 許可量の移管の量的制限に関する規定
 - (c) 移管目的のために、許可量に設定された値段又は価格を統制するための規定
 - (d) 割当当局に、次に掲げる条件を定めた上で、許可量の移管を停止させる権限を与える規定
 - (i) 無期限か、指定された期間におけるものか。
 - (ii) 全体的にか、限られた範囲においてか。
 - (e) 廃棄物処理当局が獲得した許可量を、獲得した計画年度又は指定された計画年度に割り当てた場合に限り、利用することを可能とする規定
 - (f) 許可量移管の仲介に従事する者の、許可及び規制に関する規定
 - (g) 許可量の移管に関して、該当者に、記録官、情報センター及び監督官の全て、又はいずれかの職務を遂行させるための規定
 - (h) 廃棄物処理当局に、許可量の獲得及び処理に関する情報提供の義務を課す、又は課すことを可能とする規定
 - (i) (h)号で言及された規定によって又は基づいて課された義務に、廃棄物処理当局が従わなかった際に科される罰金に関する規定
 - (j) 許可量の移管の管理及び規制に、全体的に関係した (generally in connection) 規定
 - (k) 許可量の移管に (いかなる形であれ) 従事する者に、料金及び手数料を課するための規定
 - (l) 第1項に基づいて定められた規則、及び仲介者の許可に対する違反を犯罪とする規定
- (4) 第3項における「指定された」とは、第1項に基づく規則により指定された、又は同規定に則って決定されたことをいう。

第8条 第6条及び第7条で定められる犯罪

(1) この条は、次に掲げるいずれかの場合において適用される。

(a) 第6条第1項に基づく規則が、第6条第3項(i)号に言及された種類の規定を定めている場合

(b) 第7条第1項に基づく規則が、第7条第3項(i)号に言及された種類の規定を定めている場合

(2) 規則は、次のいずれかの方法で公判に付せられる犯罪について定めることができる。

(a) 略式起訴によるもの

(b) 略式起訴又は正式起訴のいずれかによるもの

(3) 規則が犯罪を、略式起訴のみにより公判に付せられるものとした場合、犯罪には以下に掲げるいずれかの罰則を科することができる。

(a) 規則に定められた期間を超えない範囲（3月を超えてはならない）での拘禁刑

(b) 次に掲げる範囲内の罰金

(i) 定められた上限を超えない（罰金基準表の5級を超えてはならない）範囲

(ii) 定められた罰金基準表の級を超えない範囲

(c) ((a)号及び(b)号の罰則の) 併科。

(4) 第5号及び第6号は、規則が、略式起訴又は正式起訴のいずれによっても公判に付せられる犯罪について定めている場合に適用される。

(5) 規則は、略式起訴により処罰される犯罪について、次に掲げるいずれかの罰則を定めることができる。

(a) 規則に定められた期間を超えない範囲

（3月を超えてはならない）の拘禁刑

(b) 次に掲げるいずれかの範囲内の罰金

(i) 定められた上限を超えない（法定上限額を超えてはならない）範囲

(ii) 法定上限額を超えない範囲

(c) ((a)号及び(b)号の罰則の) 併科

(6) 規則は、正式起訴により処罰される犯罪について、次に掲げるいずれかの罰則を定めることができる。

(a) 規則に定められた期間を超えない範囲（2年を超えてはならない）での拘禁刑

(b) 罰金

(c) ((a)号及び(b)号の罰則の) 併科

第9条 許可量を超えない義務

(1) 所管地域の割当当局が、第4条に基づいて、計画年度における許可量割当てを行った場合、所管地域内の廃棄物処理当局は、割当当局に対して、当該年度において廃棄物処理当局の取決めを遂行した結果、埋立地に送られた生分解可能な都市廃棄物の量が、当該年度に利用可能な埋立許可量によって許可された量を超えないようにする義務を負う。

(2) 第1項によって課せられた義務に従わなかった廃棄物処理当局には、罰金が科せられる。

(3) 当該廃棄物処理当局は、次のいずれかの規定に該当するときは、追徴罰金を科せられることとなる。

(a) 当該廃棄物処理当局が、第2項に基づいて、目標年度に罰金を科せられることとなったとき

(b) 当該年度において、廃棄物処理当局の取決めを遂行した結果、埋立地に送られた生分解可能な都市廃棄物の連合王国での総量

が、当該年度に関して第1条第1項(a)号に指定された量を超えたとき

(4) 当該廃棄物処理当局は、次のいずれかの規定に該当するときは、追徴罰金を科せられることとなる。

(a) 当該廃棄物処理当局が、第2項に基づいて、目標年度ではない計画年度に罰金を科せられることとなったとき

(b) 当該計画年度（罰金年度）が最初の目標年度以降であるとき

(c) 罰金年度において、当該廃棄物処理当局の取決めに遂行した結果、埋立地に送られた生分解可能な都市廃棄物の連合王国での総量が、罰金年度に先立つ目標年度に関して第1条第1項(a)号に指定された量を超えたとき

(5) この条の目的の上で、廃棄物処理当局が計画年度において利用可能な埋立許可量とは、当該廃棄物処理当局が、年度の終わりににおいて、先立つ計画年度で利用することなく保有している埋立許可量をいい、次の場合においては、第6条又は第7条に基づく規則によって、当該廃棄物処理当局が利用することを許されたものをいう。

(a) 許可量が、当該年度より前又は後の計画年度において、割り当てられたものである場合

(b) 許可量が、元々他の廃棄物処理当局に割り当てられたものである場合

制度の実施及び監視等

第10条 監視当局

(1) それぞれの割当当局は、規則によって、所管地域の監視当局（Monitoring Authority）となる者を任命しなければならない。

(2) 所管地域の監視当局は、次に掲げることを行う。

(a) 所管地域における、埋立許可量に関するこの章の規定の運用を監視し、特に、所管地域の廃棄物処理当局の取決めに遂行した結果、どれだけの生分解可能な都市廃棄物が埋立地に送られたかを監視する。

(b) 所管地域の廃棄物処理当局の、この章に基づく義務の遵守に関する業績を監査する。

(c) この章に基づく職務の遂行及び機能によって、監視当局が得た情報の、割当当局に対する提供に関する当該地域の割当当局のあらゆる指示を遵守する。

(d) 所管地域の廃棄物処理当局が、この章に基づく罰金を科せられ、又は将来的に科されうると思われる事例を所管地域の割当当局に遅滞なく通達する。

(e) 所管地域の廃棄物処理当局が、この章に基づく罰金を科せられ、又は将来的に科されうると、割当当局又は監視当局に思われる事例に関係した情報又は証拠の、割当当局への提供に関する所管地域の割当当局による指示を遵守する。

(f) 他地域の監視当局と協力する。

第11条 計画規則

(1) 割当当局は、規則によって、所管地域における、埋立許可量に関連したこの章の規定の執行をするための規定を定めることができる。

(2) 第1項に基づく規則は、(特に)次に掲げることを定めることができる。

(a) 割当ての方法、資格を示す証拠、埋立許可量等に関する規定

(b) 埋立許可量に関連する事項の記録簿の維持に関する規定

- (c) 埋立許可量の利用に該当することについての規定
 - (d) 特定量の廃棄物の中で、生分解可能な都市廃棄物の量を決定する規定
 - (e) 所管地域の廃棄物処理当局に、同局が取決めを遂行した結果、埋立地に送られた廃棄物又は特定の廃棄物の量の証拠を提出する義務を課す、または課すことを可能とする規定
 - (f) 所管地域の廃棄物処理当局に対して、生分解可能な都市廃棄物又は生分解可能な都市廃棄物を含む廃棄物に関連した職務を行使するに当たって、規則で指定された指導(将来の指導も含む)に留意させる規定
 - (g) 監視当局に追加して機能を課す又は付与する規定
- (3) 第1項に基づく規則は、規則の要件に従わなかった廃棄物処理当局に罰金を科する規定を定めることができる。

第12条 廃棄物処理当局に関連する権限

- (1) 割当当局は、生分解可能な都市廃棄物を埋立地に送ることと関係した目的で、規則により、所管地域の廃棄物処理当局に次のことを要求する規定を定めることができる。
 - (a) 所定の記録を維持すること。
 - (b) 所定の廃棄物に、所定の作業を執行することにより、所定の情報を収集すること。
 - (c) 所管地域の監視当局に所定の答申を行うこと。
- (2) 割当当局は、規則によって、所管地域の監視当局又は監視当局により権限を与えられた者に、以下のことを可能とすることができる。
 - (a) 所管地域の廃棄物処理当局に、第1項に基づいて維持することを要求されていた記録を、検査又は他所における検査のための

持ち出しのために、提出させること。

- (b) 所管地域の廃棄物処理当局に対し、次に掲げるものを、監視当局に提供するよう要請すること。
 - (i) 生分解可能な都市廃棄物を埋立地に送ることに関する情報
 - (ii) (i)号に基づき、課された条件を遵守することを目的として供給される情報を立証するための証拠
 - (iii) 第1項に基づき、定めた規定を遵守することを目的として維持される記録の記載事項を立証するための証拠
- (c) 記録の提出または情報若しくは証拠の提出の様式、提出提供の場所及び時若しくは期限を指定すること。
- (d) 提出された記録を複写すること。

- (3) この条に基づいて課せられた要請に従わなかった廃棄物処理当局には、罰金が科せられる。

- (4) 第1項における「所定の」とは、同項に基づく規則によって、又はその規則に基づいて、定められたことをいう。

第13条 埋立業者に関連する権限

- (1) 割当当局は、生分解可能な都市廃棄物を埋立地に送ることと関係した目的で、規則により、埋立地の運営に従事する者に、次に掲げることを要求する規定を定めることができる。
 - (a) 所定の記録を維持すること。
 - (b) 所定の廃棄物に、所定の作業を執行することにより、所定の情報を収集すること。
 - (c) 所定の者に、所定の答申を行い、所定の情報及び証拠を提供すること。
- (2) 第1項に基づいて課せられた要請に従わな

かった者は、犯罪を犯したものとする。

(3) 割当当局は、規則によって、所管地域の監視当局又は監視当局に権限を与えられた者に、以下に掲げることを可能とする規定を定めることができる。

(a) 埋立地の運営に従事する者に、埋立地の運営に関する記録を、検査又は他所における検査のための持ち出しのために、提出させること。

(b) 記録の提出の様式、提出提供の場所及び時若しくは期限を指定すること。

(c) 提出された記録を複写すること。

(d) 次の目的で、(警察官を伴い又は伴わず、必要な装備及び物資を伴い、必要とあれば強制的に) 構内・施設に立ち入ること。

(i) 埋立地の運営に関する記録を発見すること。

(ii) (記録を) 検査又は他所における検査のための持ち出すこと。

(iii) 提出された記録を複写すること。

(e) (a)号から(d)号までの規定に基づき与えられた権限を行使する者に対し、権限行使を可能とするために必要とされる、管理下又は責任下にある便宜及び援助を供するよう、人に要請すること。

(4) 次のいずれかのことを行う者は、犯罪を犯した者とする。

(a) 第3項に基づいて与えられた権限の行使を意図的に妨害すること。

(b) 同項に基づいて課せられた要請に従わないこと。

(5) 第2項又は第4項(a)号に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、次に掲げる罰則を科される。

(a) 略式起訴による裁判による、法定上限額

を超えない範囲での罰金

(b) 正式起訴による裁判によって、2年以下の範囲での拘禁刑若しくは罰金又はその併科

(6) 第4項(b)号に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、略式起訴の裁判で罰金基準表5級以下の、罰金を科せられる。

(7) 第1項における「所定の」とは、同項に基づく規則によって、又はその規則に基づいて定められたことをいう。

第14条 監視当局及び割当当局による情報開示

(1) 監視当局は、他の監視当局又は割当当局に対し、それを受領した機関のこの章に基づく職務を円滑にする目的で、その保持するいかなる監視情報も、開示することができる。

(2) 割当当局は、他の割当当局に対し、それを受領した機関のこの章に基づく職務を円滑にする目的で、保持するいかなる監視情報も、開示することができる。

(3) この条の目的の上で、監視当局の「監視情報」とは、次のいずれかの情報又は証拠をいう。

(a) この章に基づくあらゆる職務の遂行過程において、当該監視当局が獲得したもの

(b) この章に基づくあらゆる職務の遂行過程において、他の監視当局によって取得され、当該監視当局に開示されたもの

(4) この条の目的の上で、割当当局の「監視情報」とは、次のいずれかの情報又は証拠をいう。

(a) この章に基づくあらゆる職務の遂行過程において、当該割当当局が獲得したもの

(b) この章に基づくあらゆる職務の遂行過程

において、監視当局又は他の割当当局によって取得され、当該割当当局に開示されたもの

- (5) 第1項及び第2項は、1995年環境法 (Environmental Act 1995 c.25) 第113条 (情報開示) の追加として扱われるものであって、その一般法則性を損なうものではない。

第15条 監視情報：記録簿

- (1) 割当当局は、規則によって、所管地域の監視当局に、規則で指定された監視情報を含んだ記録簿を維持させる、規定を定めることができる。
- (2) 第1項の目的の上で、監視当局の「監視情報」とは、次に掲げるいずれかの情報又は証拠をいう。
- (a) この章に基づくあらゆる職務の遂行過程において、当該監視当局に獲得されたもの
- (b) この章に基づくあらゆる職務の遂行過程において、他の監視当局によって取得され、当該割当当局に開示されたもの

第16条 記録簿：公共のアクセス

- 割当当局は、当該割当当局の作成した、この章に基づく規則によって維持することが要求されている記録簿に関して、規則により次に掲げる規定を定めることができる。
- (a) 当該記録簿に含まれ、規則に指定された、公共の検査に関する規定
- (b) 市民が、(a)号に基づいて公共の検査のために公開されている記録簿の中の情報の複写を入手するための規定及びそれに伴う合理的な額の料金支払いに関する規定

生分解可能な都市廃棄物の埋立削減のための戦略

第17条 イングランドの戦略

- (1) 国務大臣は、次に掲げるものの削減のための戦略を策定する。
- (a) 埋立地に送られるイングランドの生分解可能な都市廃棄物の量
- (b) イングランドの埋立地に送られるイングランド外からの生分解可能な都市廃棄物
- (2) 第1項で要求される戦略は、(特に)第1条及び第2条に基づいて、イングランドに指定された目標を達成するための施策を含まなければならない。
- (3) 第2項で言及された施策は、その目標を、(特に)リサイクル、コンポスト、バイオガス化処理、素材回収及びエネルギー回収の手段によって、達成する施策を含む。
- (4) 第1項の目的の上での政策を形成するに先立ち、国務大臣は次のことを行わなければならない。
- (a) スコットランド政府の大臣、ウェールズ国民議会、環境省、環境庁及びロンドン市長と協議すること。
- (b) 地方自治体の利益代表と思われ、国務大臣が適切とみなす機関又は個人と協議すること。
- (c) 産業界の利益代表と思われ、国務大臣が適切とみなす機関又は個人と協議すること。
- (d) 適切とみなす公開審議を行うこと。
- (5) 国務大臣は、声明の中で、第1項の目的の上で策定された政策を説明しなければならない。

(6) 国務大臣は、第5項の目的のための声明が準備でき次第、その複写を次に対して送付しなければならない。

- (a) スコットランド政府の大臣
- (b) ウェールズ国民議会
- (c) 環境省

(7) 1990年環境保護法(Environmental Protection Act 1990 c.43)第44A条(全国廃棄物戦略)に基づく声明の中で説明された政策によって、第1項の条件が満たされた場合、当該声明が同項の施行以前に準備されたものであっても、政策が同項の目的のために策定されていないことは問題にならない。

(8) 1999年大ロンドン庁法(Greater London Authority Act 1999 c.29)の第353条第4項(都市廃棄物管理戦略を準備するに当って、全国廃棄物戦略及び関連した指導に留意する市長の義務)を次のとおり改正する。

- (a) (a)号末の「及び」の前に、次の文言を挿入する。
「(aa) 2003年廃棄物及び排出権取引法第17条(イングランドにおける埋立戦略)で要求された戦略」
- (b) (b)号の「当該戦略」を「それらの戦略(又はそれらのいずれか)」に置きかえる。

(9) 同法第354条第2項(b)号(全国廃棄物戦略を実施する目的で与えられた市長の都市廃棄物管理戦略の内容に関する指示)の、「(全国廃棄物戦略)」の後に、「又は2003年廃棄物及び排出権取引法第17条(イングランドにおける埋立戦略)で要求された戦略に含まれた政策」を挿入する。

第18条 スコットランドの戦略

(1) スコットランド政府の大臣は、次に掲げる

ものの削減のための政策を策定する。

- (a) 埋立地に送られるスコットランドの生分解可能な都市廃棄物の量
- (b) スコットランドの埋立地に送られる、スコットランド外からの生分解可能な都市廃棄物の量

(2) 第1項で要求される戦略は、(特に)第1条及び第2条に基づいて、スコットランドに指定された目標を達成するための施策を含まなければならない。

(3) 第2項で言及された施策は、その目標を、(特に)リサイクル、コンポスト、バイオガス化処理、素材回収及びエネルギー回収の手段によって達成する施策を含む。

(4) 第1項の目的の上での政策を形成するに先立ち、スコットランド政府の大臣は次のことを行わなければならない。

- (a) 国務大臣、ウェールズ国民議会、環境省及びスコットランド環境保護庁と協議すること。
- (b) 地方自治体の利益代表と思われ、スコットランド政府の大臣が適切とみなす機関又は個人と協議すること。
- (c) 産業界の利益代表と思われ、スコットランド政府の大臣が適切とみなす機関又は個人と協議すること。
- (d) 適切とみなす公開審議を行うこと。

(5) スコットランド政府の大臣は、声明の中で、第1項の目的の上で策定された政策を説明しなければならない。

(6) スコットランド政府の大臣は、第5項の目的のための声明が準備でき次第、その複写を次に対して送付しなければならない。

- (a) 国務大臣
 - (b) ウェールズ国民議会
 - (c) 環境省
- (7) 第1項の施行に先立って準備された声明の中で説明された政策によって、第1項の条件が満たされた場合、政策が同項の目的のために策定されていないことは問題にならない。
- (8) 第4項は、この条の施行前又は施行後の協議によってその条件が満たされる。

第19条 ウェールズの戦略

- (1) ウェールズ国民議会は、次に掲げるものの削減のための戦略を策定する。
- (a) 埋立地に送られるウェールズの生分解可能な都市廃棄物の量
 - (b) ウェールズの埋立地に送られるウェールズ外からの生分解可能な都市廃棄物の量
- (2) 第1項で要求される戦略は、(特に)第1条及び第2条に基づいて、ウェールズに指定された目標を達成するための施策を含まなければならない。
- (3) 第2項で言及された施策は、その目標を、(特に)リサイクル、コンポスト、バイオガス化処理、素材回収及びエネルギー回収の手段によって、達成する施策を含む。
- (4) 第1項の目的の上で政策を形成するに先立ち、ウェールズ国民議会は次のことを行わなければならない。
- (a) 国務大臣、スコットランド政府の大臣、環境省及び環境庁と協議すること。
 - (b) 地方自治体の利益代表と思われ、ウェールズ国民議会が適切とみなす機関又は個人と協議すること。

- (c) 産業界の利益代表と思われ、ウェールズ国民議会が適切とみなす機関又は個人と協議すること。
 - (d) 適切とみなす公開審議を行うこと。
- (5) ウェールズ国民議会は、声明の中で、第1項の目的の上で策定された政策を説明しなければならない。
- (6) ウェールズ国民議会は、第5項の目的のための声明が準備でき次第、その複写を次に対して送付しなければならない。
- (a) 国務大臣
 - (b) スコットランド政府の大臣
 - (c) 環境省
- (7) 1990年環境保護法(Environmental Protection Act 1990 c.43)第44A条(全国廃棄物戦略)に基づく声明の中で説明された政策によって、第1項の条件が満たされた場合、当該声明が同項の施行以前に準備されたものであっても、政策が同項の目的のために策定されていないことは問題にならない。

第20条 北アイルランドの戦略

- (1) 環境省は、次に掲げるものの削減のための戦略を策定する。
- (a) 埋立地に送られる北アイルランドの生分解可能な都市廃棄物の量
 - (b) 北アイルランドの埋立地に送られる、北アイルランド外からの生分解可能な都市廃棄物の量
- (2) 第1項で要求される戦略は、(特に)第1条及び第2条に基づいて、北アイルランドに指定された目標を達成するための施策を含まなければならない。

- (3) 第2項で言及された施策は、その目標を、
(特に) リサイクル、コンポスト、バイオガ
ス化処理、素材回収及びエネルギー回収の手
段によって達成する施策を含む。
- (4) 第1項の目的の上で政策を形成するに先立
ち、環境省は次のことを行わなければならない。
(a) 国務大臣、スコットランド政府の大臣、
ウェールズ国民議会、環境省及びスコット
ランド環境保護庁と協議すること。
(b) 地方自治体の利益代表と思われ、環境省
が適切とみなす機関又は個人と協議するこ
と。
(c) 産業界の利益代表と思われ、環境省が適
切とみなす機関又は個人と協議すること。
(d) 適切とみなす公開審議を行うこと。
- (5) 環境省は、声明の中で、第1項の目的の上
で策定された政策を説明しなければならない。
い。
- (6) 環境省は、第5項の目的のための声明が準
備でき次第、その複写を次に対して送付しな
なければならない。
(a) 国務大臣
(b) スコットランド政府の大臣
(c) ウェールズ国民議会
- (7) 第1項の施行に先立って準備された、声明
の中で説明された政策によって、第1項の条
件が満たされた場合、政策が同項の目的のた
めに策定されていないことは問題にならな
い。
- (8) 第4項は、この条の施行前又は施行後の協
議によってその条件が満たされる。

第1章の解釈

第21条 「生分解可能な廃棄物」及び「都市廃 棄物」

- (1) この章において、「生分解可能な廃棄物
(biodegradable waste)」とは、食品、庭ゴ
ミ、並びに紙及びボール紙等の好気性及び嫌
気性作用による分解が可能な廃棄物をいう。
- (2) この章において、「生分解可能な都市廃棄物
(biodegradable municipal waste)」とは、
生分解可能な廃棄物であり、かつ都市廃棄物
(municipal waste) であるものをいう。
- (3) 第2項において、「都市廃棄物」とは、次に
掲げるものをいう。
(a) 家庭から生じた廃棄物
(b) その性質及び構成が、家庭より生じた廃
棄物に類似している他の廃棄物

第22条 「埋立地」

- (1) この章における「埋立地」とは、次に掲げ
る用地のいずれかであって、廃棄物をその上
又は中に置くものをいう。
(a) 廃棄物処理場
(b) 廃棄物貯蔵に使われる場所
- (2) ある用地が、この章の目的の上で埋立地に
該当するか否かを判断するに当たって、当該用
地における次の活動は無視するものとする。
(a) 利用が開始されて1年に満たない場合に
限って、一時的に廃棄物を貯蔵すること。
(b) 回収、処置及び処理を目的とした運搬を
行うため、廃棄物を降ろすこと。
(c) 回収又は処置を前提として、原則として
3年未満の期間にわたって廃棄物を貯蔵す
ること。
(d) 処理に先立ち、1年未満の期間にわたっ

て廃棄物を貯蔵すること。

- (3) 廃棄物を置く用地が、廃棄物生成の場所にあるという事実は、当該用地をこの章の目的の上で、埋立地とすることを妨げない。
- (4) 第2項における「処置」とは、次の目的のために、廃棄物の性格を変化させる、分別整理を含めた、物理的、熱的、化学的、生物的处理をいう。
- (a) 量を削減すること。
 - (b) 危険な性質を減少させること。
 - (c) 扱いを容易にすること。
 - (d) 回収率を向上すること。

第23条 「計画年度」及び「目標年度」

- (1) この章においては、
- 「計画年度」とは、2004年から2019年までの間で、7月17日を起点とする1年をいい、
- 「目標年度」とは、2010年、2013年、2020年において、7月16日を終点とする1年をいう。
- (2) 国務大臣は、次の目的のため、規則によって第1項を改正することができる。
- (a) 計画年度の起点の日を変えること。
 - (b) 計画年度を1年以上追加し、又は削減すること。
 - (c) 計画年度を1年より短い期間又は長い期間として設定すること。
 - (d) 目標年度の全て又はいずれかを変えること。
 - (e) 目標年度を1年以上追加し、又は削減すること。
- (3) 第2項に基づく規則を定めるに先立ち、国務大臣はスコットランド政府の大臣、ウェールズ国民議会及び環境省と協議する。

第24条 その他の定義

- (1) この章の目的の上で、割当当局とは次に掲げる意味を有する。
- (a) イングランドにおいては国務大臣
 - (b) スコットランドにおいてはスコットランド政府の大臣
 - (c) ウェールズにおいてはウェールズ国民議会
 - (d) 北アイルランドにおいては環境省
- (2) この章において、割当当局の「所管地域」とは、当該機関がこの章の目的の上で割当当局である地域をいう。
- (3) この章において、「埋立許可量」とは、第4条第1項に基づいて割り当てられた許可量をいう。
- (4) この章において、所管地域における監視当局とは、第10条第1項に基づいて、所管地域に指定された監視当局をいう。
- (5) この章において、「廃棄物処理当局」とは、次に掲げる意味を有する。
- (a) イングランド、ウェールズ及びスコットランドにおいては、1990年環境保護法 (Environmental Protection Act 1990 c. 43) 第2部と同様の意味を有する。
 - (b) 北アイルランドにおいてはディストリクトをいう。

補則

第25条 第1章の適用されない活動

- (1) 以下の活動は、この章における、生分解可能な廃棄物又は生分解可能な都市廃棄物を埋立地に送ることに関する規定には含まれない。

- (a) 施肥又は向上を目的とした、スラッジ(汚泥、下水道のスラッジ及び浚渫工事によって生じたスラッジを含む)又は類似物質の土地への散布
 - (b) 小規模な水路から浚渫した、有害でないスラッジの当該水路沿いへの埋立
 - (c) 有害でないスラッジを地表水の中、又は地表水の水底、あるいは底土に置くこと
 - (d) 次のいずれかによって生じた、汚染されていない土砂を置くこと
 - (i) 鉱物資源の調査、採取、処置又は貯蔵
 - (ii) 採石場の作業
- (2) 欧州理事会指令91/689/ECにおいて有害でない廃棄物とされている限り、この条において、スラッジは「有害ではない」ものとする。

第26条 第1章に基づく罰金：総則

- (1) 割当当局の所管地域にある廃棄物処理当局が、この章に基づいて罰金を科せられる場合、以下の規定が適用される。
- (a) 罰金額は、第3項に基づいて割当当局が定めた規則によって、指定又は算出されるものとする。
 - (b) 罰金及び利息は、割当当局に支払われる。
 - (c) 割当当局は、罰金の支払に関して、次に掲げることを行うことができる。
 - (i) 罰金の全部又は一部及び利息の支払期限を延長すること。
 - (ii) 廃棄物処理当局を罰金の全部又は利息を支払う義務から、完全に又は部分的に免除すること。
- (2) 第1項(c)号の免除は次の条件に従い与えられる。
- (a) 支払期日に達した後(あるいは達する前)の額に関するものであること。

- (b) 特定の事例又は特定の記述に該当する複数の事例におけるものであること。
 - (c) 無条件又は条件付きであること。
- (3) 割当当局は、所管地域の廃棄物処理当局が、この章に基づいて支払う義務を負わされる罰金に関して、規則によって次の規定を定めることができる。
- (a) 罰金額を定めるため、又は罰金額を算出するための規定
 - (b) 罰金の支払期日に関する規定
 - (c) 支払期日に達したにもかかわらず、罰金の支払いが行われなかった場合の利息に関する規定
 - (d) 罰金又は利息の未払い額を、回収、相殺及び保証するための規定

- (4) 第9条第3項又は第4項に基づき、計画年度において埋立地に送られた廃棄物に関する追徴罰金に関連する第3項に基づく規定は、当該年度末に定められる。

第27条 第1章に基づく規則：協議

- (1) この条は、第1条、第2条、第3条又は第23条に基づく規則を除き、この章に基づく規則に適用される。
- (2) この条が適用される規則を定めるに先立ち、割当当局は(第4項を条件として)次のことを行う。
- (a) 所管地域の、廃棄物処理当局の利益代表と思われ、割当当局が適切とみなす機関又は個人と協議すること。
 - (b) 所管地域の、埋立地の運営に従事する者の利益代表と思われ、割当当局が適切とみなす機関又は個人と協議すること。
 - (c) 所管地域の、影響を受ける者の利益代表として接触してきた者と思われ、割当当局

が適切とみなす機関又は個人と適宜協議すること。

- (3) 第2項(c)号における「影響を受ける者」とは、割当当局が、規則によって影響を受ける、又は受ける可能性のあると判断した者をいう。
- (4) 第2項(a)号又は(b)号にいう利益が、規則によって影響を受けないと割当当局が判断した場合、当該当局は、当該の号に言及されたとおりに協議を行う必要はない。
- (5) 第2項は、この条の施行前の協議によっても、施行後の協議によるのと同様にその条件が満たされる。

第28条 第1章に基づく規則：手続規定

- (1) 次の規定に該当する委任立法 (statutory instrument) は、議会両院のいずれかにおける決議に従って、無効とすることができる。
 - (a) この章に基づき国務大臣により定められた規則を含むもの
 - (b) 草案段階で議会両院に提出され、決議により可決されることを条件づけられていないもの
- (2) 賛成手続規則 (affirmative-procedure regulation) は、規則を含む委任立法の草稿 (単独又は他の規定を含むに関わらず) が、議会両院に提出され、決議により可決されない限り、国務大臣により定められることはない。
- (3) 次の規定に該当する委任立法は、スコットランド議会における決議に従って、無効とすることができる。
 - (a) スコットランド政府の大臣により定められたこの章に基づく規則を含むもの

(b) 草案段階でスコットランド議会に提出され、決議により可決されることを条件づけられていないもの

- (4) 賛成手続規則は、規則を含む委任立法の草稿 (単独又は他の規定を含むに関わらず) が、スコットランド議会に提出され、決議により可決されない限り、スコットランド政府の大臣により定められることはない。
- (5) 次の規定に該当する委任規定 (statutory rule) は、1954年法第41条第6項に則った否決決議に従って、無効とすることができる。
 - (a) 環境省により定められた、この章に基づく規則を含むもの
 - (b) 1954年法第41条第4項に則って、決議により可決されることを条件づけられていないもの

(6) 環境省による賛成手続規則を含む委任規定の草稿 (単独又は他の規定を含むに関わらず) は、1954年法第41条第4項に則って、賛成決議にかけられなければならない。

(7) この条において、賛成手続規則とは次に掲げるものをいう。

- (a) 第1条又は第2条に基づく規則
- (b) 第6条、第7条、第11条の各条に基づいて、国務大臣、スコットランド政府の大臣及び環境省いずれかによって初めて定められる規則
「1954年法」とは、1954年解釈法 (北アイルランド) (Interpretation Act [Northern Ireland] 1954c.33 [N.I.]) をいう。

第2章 ウェールズにおける廃棄物処理

第29条 都市廃棄物の管理戦略

(1) ウェールズ国民議会は、規則によって、地方自治体に所管地域における廃棄物管理の戦略を策定させるための規定を定めることができる。

(2) 第1項に基づく規則は、(特に)次に掲げるものを定めることができる。

- (a) 戦略によって取り組むべき事項の指定
 - (b) 戦略が関連すべき廃棄物の指定
 - (c) 戦略に包括される政策に関する規定
 - (d) 戦略の再検討及び修正に関連する規定
 - (e) 戦略の目的のために、政策を形成することに関連した協議又はその他の手続き事項のための規定
 - (f) 戦略の目的のために形成された政策を、説明するための声明を準備させる規定
 - (g) 当該声明の内容に関する規定
 - (h) 当該声明の形式に関する規定
 - (i) 準備された当該声明の公表、刊行、刊行された複写の規則で指定された者への送付及び公共の検査のための規定
 - (j) 適正な料金支払いを含む当該声明の複写を供給するための規定
 - (k) 地方自治体に、戦略の目的のために政策を形成する又は声明を準備するに際して、指導（将来的な指導も含む）に留意させるための規定
- (1) 議会の与えた指示によって指定された時期に義務を遂行することを定めた規定を含む、規則によって課せられた義務を遂行する時期に関する規定

(3) この条において、「地方自治体 (local authority)」とはウェールズにおけるカウンティ又は特別市 (county borough) 議会をいう。

第30条 地方自治体による廃棄物に関する情報

の提供

(1) ウェールズ国民議会は、規則によって、地方自治体に次の情報を議会に提供させる規定を定めることができる。

- (a) 規則に指定された所定の情報
- (b) 当該自治体の地域に入っている、又は入ったことのある、若しくは持ち込まれる可能性のある廃棄物に関連する、又はその説明に合致する情報。

(2) 第1項に基づく規則は、次の規定を定めることができる。

- (a) 当該規則によって提供が求められた情報の収集、立証又は証明に関連する規定
- (b) 情報を提供するための様式及び手段に関する規定
- (c) 議会の与えた指示によって指定された時期に、義務を遂行することを定めた規定を含む規則によって課せられた義務を遂行する時期に関する規定

(3) この条において、「地方自治体」とは、ウェールズにおけるカウンティ又は特別市議会をいう。

第3章 イングランドにおける廃棄物処理

第31条 イングランドの廃棄物収集当局に対する指示

(1) 1990年環境保護法 (c.43) 第2部「陸上廃棄物」を以下のとおり改正する。

(2) 第48条「収集した廃棄物に関する廃棄物収集当局の義務」第1項（収集当局が収集した廃棄物を、処理当局の指示した用地に届けることを義務づけている）の後に、次の規定を挿入する。

「(1A) 廃棄物処理当局ではない、イン格蘭

ドの廃棄物収集当局は、所管地域の廃棄物処理当局によって与えられた、廃棄物の分別に関するあらゆる指示に則って、第1項に基づく義務を果たさなければならない。」

- (3) 第51条「廃棄物処理当局の機能」の第4項の後に、次の規定を挿入する。

「(4A) 廃棄物収集当局ではない、イングランドの廃棄物処理当局は、上記の第4項(a)号に基づく指示に、届けられる廃棄物に関して、分別を行わさせる要件を含ませることができるが、これは、すべての法令によって当該局に課せられた義務に従うことを援助するのに必要であると判断した時にのみ、行うことができる。」

「(4B) 上記の第4項(a)号に基づく指示について、分別に関する要件を含ませる権限を行使する前に、廃棄物処理当局は、所管地域の廃棄物収集当局と協議する。」

「(4C) 上記の第4項(a)号に基づく指示に、分別に関する要件を含ませる権限を行使するに際して、廃棄物処理当局は、国務大臣によって与えられた当該権限の行使に関する指導に留意する。」

「(4D) 上記の第4項(a)号に基づく指示に、分別に関する要件を含ませる廃棄物処理当局は、指示を与えられた廃棄物収集当局に、要件を入れた理由を通達する。」

- (4) 第52条の後に、以下の規定を挿入する。

「第52A条 分別した廃棄物を送ったことへの料金支払

- (1) 廃棄物収集当局ではないイングランドの廃棄物処理当局は、所管地域の廃棄物収集当局に対し、当該収集当局が、分別要

求に従った結果、財政的な損失を生じる結果とならないことを保証するのに必要な金額を支払う。

- (2) 廃棄物収集当局ではないイングランドの廃棄物処理当局は、次のいずれかの規定に該当する当該地域における廃棄物収集当局に、廃棄物を送ったことに起因する出費に対して、処理当局が妥当と判断した額の分担金を支払うことができる。

- (a) 廃棄物を分別して届けることで、第48条第1項に基づく義務を遂行したこと。
(b) 当該廃棄物を届けることに関する、(a)号に基づく行為が、分別要求で条件づけられたものでないこと。

- (3) 国務大臣は、規則によって、第1項に基づいて支払われる額を決定するための規定を定めることができる。

- (4) 第3項に基づく規則は、規則に指定された条件が満たされなかった場合、支払額が通常より削減される（又は全く支払われないとする）規定を含むことができる。

- (5) 第1項に基づいて生じる異議は、公的機関の支払と受取に関する協定の原則として、調停により解決するものとする。

- (6) 廃棄物処理当局ではない、イングランドの廃棄物収集当局は、所管地域の廃棄物処理当局に、当該局が次の目的で合理的に要求する情報を提供する。

- (a) この条に基づく（支払金）額の決定、又は、
(b) 収集当局が特定の分別要求を条件づけられることで、この条に基づいて決定

されることとなる（支払金）額の見積り

- (7) この条において、「分別要求」とは、廃棄物収集当局に対して、第51条第4項(a)号に基づいて与えられた指示の中に含まれる、分別の要件をいう。」

第32条 都市廃棄物共同管理戦略：イングランド

- (1) 二層制 (two-tier) の地域における廃棄物当局は、この法律が成立した日から起算して18月を経過した時から、次に掲げるものに対する共同管理戦略を常備するものとする。
- (a) 家庭から生じた廃棄物
- (b) その性質及び構成が、家庭より生じた廃棄物に類似している他の廃棄物
- (2) 二層制の地域における当局は、第1項の目的で形成した政策を、常に検討対象としなければならない。
- (3) 二層制の地域における当局は、第1項の目的で政策を形成するに際し、適正と考える協議を行わなければならない。
- (4) 二層制の地域における当局は、声明の中で、第1項の目的で形成した政策を、説明しなければならない。
- (5) 二層制の地域における当局は、次の場合には、国務大臣によって与えられた、あらゆる指導に留意する。
- (a) 第1項の目的で政策を形成している場合
- (b) 第4項に基づく声明を用意している場合
- (6) 大ロンドン内の二層制地域における当局は、第1項の目的で政策を形成するに際して、

ロンドン市長の都市廃棄物管理戦略、又は戦略が修正された場合には、修正された戦略に留意するものとする。

- (7) 二層制の地域における当局は、第4項に基づいて声明を用意するに際し、以下のことを行わなければならない。
- (a) 声明が、所管地域において十分に周知されるために、充分と思われる措置をとること。
- (b) 声明の複写を次に対して送付すること。
- (i) 国務大臣及び環境庁
- (ii) 所管地域が大ロンドン内であるときは、ロンドン市長
- (c) 各当局は、その事務所の1つにおいて、合理的な時期の間、声明の複写を無料で公共の検査に供するものとする。
- (d) 各当局は、声明の複写を要求する者に、当該局が要求する適正な料金の支払いと引き換えに、複写を提供しなければならない。
- (8) 二層制の地域において、第1項の条件が、同項の施行前に準備された声明によって説明された政策によって満たされた場合、次の規定に該当するものとする。
- (a) 政策が、第1項の目的で形成されたことは問題としない。
- (b) 第2項は、政策が、第1項の目的で形成されたものとみなして適用される。
- (9) 第3項は、この項の施行前の協議によっても、施行後の協議と同様にその条件が満たされる。
- (10) 国務大臣は、規則によって、指定した又は該当する種類の二層制の地域において、第1項が、18月よりも長い期間を経過した後に適用されるよう、規定を定めることができる。

(11) 第10項に基づく規則を含む委任立法は、議会両院のいずれかにおける決議に従って、無効とすることができる。

(12) 1999年大ロンドン庁法（Greater London Authority Act 1999 c.29）の第353条第3項の後に、次の規定を挿入する。

「(3A) 都市廃棄物戦略を修正するに際して、市長は、大ロンドンにおける当局が、2003年廃棄物及び排出権取引法第32条（処理当局が廃棄物当局でない地域における都市廃棄物共同管理戦略）の目的の上で策定した、あらゆる戦略に留意するものとする。」

第33条 第32条に基づく義務を適用しないこととする権限

(1) 国務大臣は、規則によって、第32条第1項から第7項までの規定に関して、以下の規定を定めることができる。

- (a) 規則に指定された条件に合致した場合、当局に適用されない。
- (b) 規則に則った申請により、国務大臣が、規則に指定された条件が満たされたと確信した場合、当局に適用されない。
- (c) (a)号及び(b)号に基づく規定のため、1つ以上の当局に適用されても、全てには適用されない場合、二層制の地域における廃棄物当局に適用されない。
- (d) 規則に則った申請により、国務大臣が、規則に指定された条件が満たされたと確信した場合、二層制の地域における廃棄物当局に適用されない。

(2) 第1項(a)号又は(b)号に基づく権限は、以下の場合に限り、当該号に基づく規定が、第32条第1項から第7項までの規定に基づく義務を当局適用させないように、行使されなければならない。

(a) 当局の機能執行実績の水準が、特定のレベルに達しているか、又はそれを上回るとき

(b) 当該レベルが次に掲げるものであるとき

- (i) 国務大臣の判断で、満足できる実績として認めることができるレベル
- (ii) 国務大臣の判断で、そのレベル以上と認めることができるレベル

(3) 第1項(d)号に基づく権限は、次の場合に限り、当該号に基づく規定が、第32条第1項から第7項までの規定に基づく義務を二層制の地域における廃棄物当局に適用させないように、行使されなければならない。

(a) 最低でも1の当局に関して、その機能執行実績の水準が、特定のレベルに達しているか又はそれを上回っているとき

(b) 最低でも2の当局に関して、それぞれが機能を執行した結果として、その総合的な機能執行実績の水準が、特定のレベルに達しているか又はそれを上回り、かつ（いずれの場合においても）、そのレベルが、第2項(b)号に定めるものであるとき

(4) 第2項を条件として、第1項(a)号に基づいて指定されうる条件は、(特に)他の法令により又はそれに基づく理由によって、折に触れて、特定部門の当局に関連する場合のみ合致する条件を含むものとする。

(5) 第1項に基づく規則は、次の規定を含むことができる。

(a) 同項に基づく義務の非適用期間に関する規定

(b) 同項に基づく義務の非適用期間終了時における当該義務の適用を延期する規定

(c) 第32条第1項から第7項までの規定が、1以上の廃棄物当局に適用されるが、全て

には適用されない二層制の地域に関して、
当該項の適用を変更する規定

- (6) この条に基づく規則を含む委任立法は、議
会両院のいずれかにおける決議に従って、無
効とされる。
- (7) 第2項(a)号又は第3項(a)号若しくは(b)号に
いう当局の機能は、法律上の権能における当
該当局の機能（当該当局の、廃棄物処理当局
又は廃棄物収集当局としての法律上の権能に
おける機能に限定されない）をいう。

第34条 第3章の解釈

この章において、次の語句は、当該各号に掲げ
る意味を有する。

- (a) 「二層制の地域」とは、イングランドに
おける、廃棄物収集当局を兼務しない廃棄
物処理当局の所管地域をいう。
- (b) 二層制の地域における「廃棄物当局」と
は、次のものをいう。
- (i) 所管地域の廃棄物処理当局
- (ii) 所管地域の廃棄物収集当局
- (c) 「廃棄物処理当局」及び「廃棄物収集当
局」は、1990年環境保護法(c.43)第2部に
おけるものと同様の意味を持つ。

第4章 雑則及び補則

第35条 イングランド及びウェールズにおけ
る、リサイクル計画を準備する義務の廃止
次の規定は廃止する。

- (a) 1990年環境保護法第49条（収集当局によ
る廃棄物リサイクル計画の策定）
- (b) 1999年大ロンドン庁法(c.29)第353条及
び第361条（1990年法の第49条に関連する）
- (c) 2000年地方自治法（Local Government
Act 2000 c.22）第7条第2項(a)号（1990年

法第49条第1項(c)号等を改正する権限）

第36条 第1部に基づく規則

- (1) この部に基づいて規則を定めるあらゆる権
限は、次のものを含むものとする。
- (a) 異なる事例のために、異なる規定を定め
る権限
- (b) 付随的、補足的、間接的若しくは経過的
規定又は除外規定を定める権限
- (2) 第23条第2項(a)号、(b)号及び(c)号に基づい
て、規則を定める権限は、次のものをも含む。
- (a) イングランド、スコットランド、ウェー
ルズ、北アイルランドそれぞれに関して、
異なる規定を定める権限
- (b) 第3条第6項を改正する間接的規定を定
める権限
- (3) この部に基づいて規則を定める権限は、第
4項を条件として、委任立法により行使す
ることができる。
- (4) この部に基づいて、環境省が規則を定める
権限は、1979年委任規定（北アイルランド）
命令（Statutory Rules [Northern Ireland]
Order 1979）（S.I.1979/1573 [N.I.12]）に定義
された委任規定により行使することができる。

第37条 第1部における「廃棄物」の定義

- (1) この部において、「廃棄物」とは、次の規定
に該当するあらゆるものをいう。
- (a) 廃棄物指令の目的の上で廃棄物とされる
もの
- (b) 当該指令第2条によって、指令の適用範囲
から除外されていないもの
- (2) この条の目的の上で、「廃棄物指令」とは、

次のものにより改正された理事会指令75/442/EECをいう。

(a) 理事会指令91/156/EEC及び91/692/EEC

(b) 委員会決定96/350/EC

第2部 排出権割当ての取引

第38条 公害規則：排出権取引制度

1999年公害防止管理法（Pollution Prevention and Control Act 1999 c.24）の附則1（第2条に基づく規則により、規定を定めることのできる目的）第21条の後に、以下の規定を挿入する。

「第21A条 排出権割当ての取引制度：罰金

(1) 規則は、取引制度が以下の規定を含むことを許可することができる。

(a) 制度の規定への抵触に対する罰金の規定

(b) 制度に基づく罰金額が、次のいずれかに設定され、又はこれらに従って計算されることとする規定

(i) 制度

(ii) 規則（制度の後追いで定められた規則を含む）

(2) この条において、「取引制度」とは、第1条第3項に言及されたものをいう。」

第39条 2002年連合王国温室効果ガス排出権取引制度に関する罰金規定

(1) 参加協定に統合された場合、制度の罰金規定は、協定の参加者間で法的効果を持つ。

(2) 第1項は、この条が施行された前及び後に締結された協定のいずれにも、適用される。

(3) 同項において、

「参加協定」とは、制度に参加する者に効果を

及ぼす協定をいう。

「罰金規定」とは、制度の違反に科せられる罰金の規定をいう。

「制度」とは、2002年連合王国の温室効果ガス排出権取引制度（国務大臣の委任により2002年3月8日に策定された）をいい、爾後、折々（この条の施行前及び施行後を問わず）改正される。

第3部 一般規定

第40条 施行

(1) 第1条から第3条まで、第17条、第31条、第32条第12項、第35条(b)号及び第39条は、国務大臣が命令によって定める日に施行される。

(2) 第4条、第5条、第9条及び第10条は、次の日に施行される。

(a) イングランドにおいては、国務大臣が、命令によって定める日

(b) スコットランドにおいては、スコットランド政府の大臣が、命令によって定める日

(c) ウェールズにおいては、ウェールズ国民議会が、命令によって定める日

(d) 北アイルランドにおいては、環境省が、命令によって定める日

(3) 第18条は、スコットランド政府の大臣が、命令によって定める日に施行される。

(4) 第19条及び第35条(c)号は、ウェールズ国民議会が、命令によって定める日に施行される。

(5) 第20条は、環境省が、命令によって定める日に施行される。

(6) 第32条第1項から第9項までの規定は、こ

の法律が成立した日から起算して2月の期間を終了した時に施行される。

(7) 第35条(a)号は、次の日に施行される。

(a) イングランドにおいては、国務大臣が、命令によって定める日

(b) ウェールズにおいては、ウェールズ国民議会が、命令によって定める日

(8) この条に基づく日を定める権限は、異なる目的で異なる日を定める権限を含むものとする。

(9) この条に基づいて、規定の施行日を定める権限を有する者は、命令により、当該規定の施行に関して、必要又は便宜に応じて、経過規定を定めることができる。

(10) この条に基づいて命令を定める権限は、第11項を条件として、委任立法によって行使される。

(11) この条に基づいて、環境省が命令を定める権限は、1979年委任規定（北アイルランド）命令に定義された委任規定により行使することができる。

第41条 適用範囲

(1) 次の規定を条件として、この法律はイングランド及びウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに適用される。

(2) 第17条、第19条、第29条から第31条まで、第32条第1項から第11項まで、第33条、第34条並びに第35条(a)号及び(c)号は、イングランド及びウェールズにのみ適用される。

(3) 第18条は、スコットランドにのみ適用される。

(4) 第20条は、北アイルランドにのみ適用される。

(5) 第32条第12項、第35条(b)号及び第38条は、イングランド及びウェールズ並びにスコットランドにのみ適用される。

第42条 略称

この法律は、2003年廃棄物及び排出権取引法（Waste and Emissions Trading Act 2003）と呼称する。

（おかひさ けい・海外立法情報課）